

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制

市及び防災機関は、市域に地震が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

#### 第1項 市の活動体制

市は、市域に地震が発生した場合、又は発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

《活動体制と配備基準》

組織	体制	主な活動	配備基準
一	地震注意体制	情報収集・伝達	・市域に震度3の地震が発生し、総務企画部長が必要と認めるとき
災害情報連絡室	地震警戒体制	情報収集・伝達・報告 二次災害の注意、警戒	・市域に震度4の地震が発生したとき (自動配備)
災害対策本部	地震第1配備体制	情報収集・伝達・報告 二次災害の注意、警戒 局地的な応急対策 (情報収集・伝達・報告、負傷者等の救出 救護、避難所の開設・避難、災害広報)	・市域に震度5(弱・強)の地震が発生したとき(自動配備) ・比較的軽微な規模の災害が発生したとき ・災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき
	地震第2配備体制	市機能全てによる応急対策	・市域に震度6弱以上の地震が発生したとき(自動配備) ・大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき

##### 1. 地震注意体制

「災害情報連絡室」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる業務を確立するため地震警戒体制を配備する。

###### (1) 設置基準

① 市内で震度3以下の地震が発生し、総務企画部長が必要と認めるとき

###### (2) 所掌事務

ア 災害に関する被害情報等の収集、県及び関係機関への連絡

イ 二次災害防止等に関する市民への情報伝達

ウ 各支所及び防災機関等との相互連絡

## (3) 構成

総務企画部防災危機管理課(消防交通係)及び情報収集が必要となる部課及び関係現地機関で構成し、総務企画部長の指揮をもって充てる。総務企画部長が不在のときは、防災危機管理課長が代理する。

## (4) 配備要員

地震警戒体制の要員として、総務企画部防災危機管理課長、消防交通係長、消防交通係担当を配備する。

また、総務企画部長の指示により、関係部課の職員を配備する。

## (5) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長等幹部職員等に対する地震注意体制の配備連絡は、総務企画部長が電話により行う。

なお、勤務時間内においては、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

## 2. 災害情報連絡室

## (1) 設置基準

「災害対策本部」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる体制を確立するため災害情報連絡室を設置する。

なお、災害情報連絡室の設置にあたっては、「地震警戒体制」とする。

## ① 地震警戒体制

ア 市域に震度4の地震が発生したとき(自動配備)

## (2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災機関等との相互連絡及び調整

## ① 通信機材の確保

ア 防災行政無線の点検及び修理、移動系無線機の準備

イ テレビ、ラジオの調達

## ② 情報の収集

ア 消防機関、市民その他からの情報収集

イ テレビ、ラジオによる情報収集

ウ 職員が登庁時に集めた情報の収集

## ③ 市民への情報伝達

ア 二次災害防止への喚起

## ④ その他緊急に必要な事項

ア 県への連絡

イ 各支所との情報交換、体制づくりの準備

ウ 各対策班及び配備要員の確保

エ 庁舎の電気、給水施設等の点検

## (3) 構成

本庁総務企画部防災危機管理課職員、産業建設部建設課職員、支所総合窓口課及び情報収集が必要となる部課及び関係現地機関で構成し、災害情報連絡室長は、総務部長をもって充てる。総務建設部長が不在のときは、産業建設部長又は防災危機管理課長が代行する。

#### (4) 防災対策要員の指定

災害発生時等において、災害対策本部等の迅速な設置及び運営が図れるよう、特に必要となる職員を防災対策要員として指定する。

防災対策要員	
部課長	総務企画部長、産業建設部長、防災危機管理課長、建設課長 支所長、総合窓口課長、農政水産課長
職 員	防災危機管理課、総務課、建設課、総合窓口課、農政水産課

#### (6) 市長等幹部職員への連絡

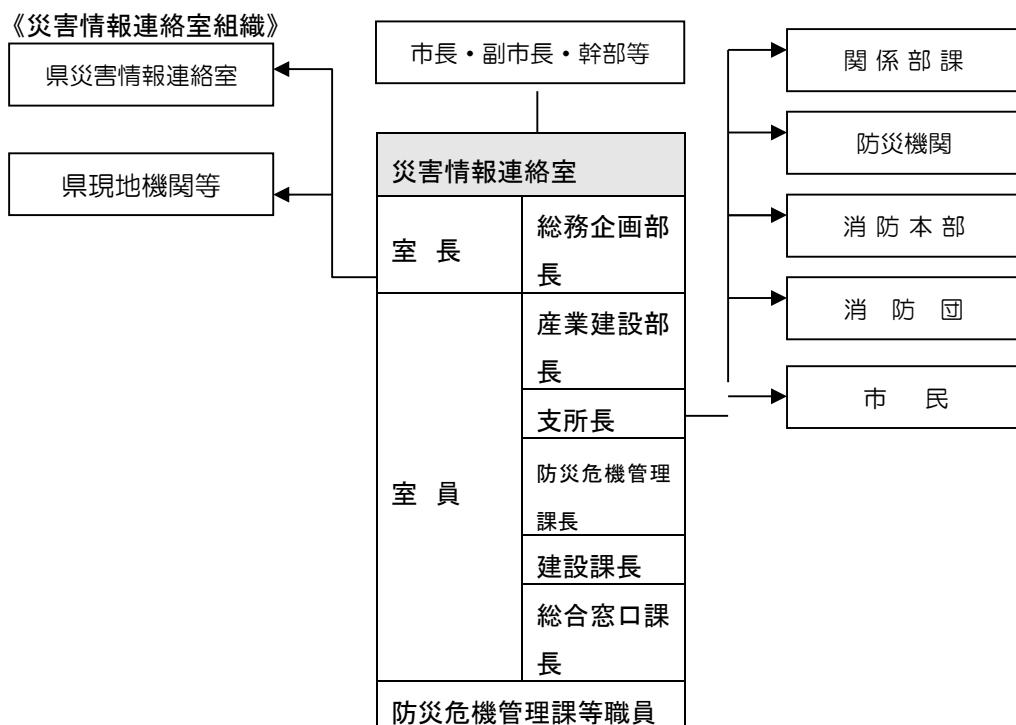
休日・夜間等における市長、副市長、各幹部職員等に対する災害情報連絡室設置の連絡は、総務企画部長から電話により行う。

なお、勤務時間内は、電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

## (7) 災害情報連絡室の廃止

次の基準により、災害情報連絡室を廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
  - ② 災害の危険が解消したとき



### 3. 災害対策本部

### (1) 設置基準

市内に、地震による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の災害対策本部設置基準により、市長(不在の時は、副市長、総務企画部長、産業建設部長の順)が必要と認める場合。

なお、災害対策本部の設置にあたっては、地震規模や被害の規模により、「地震第1配備体制」と「地震第2配備体制」の2段階により設置を行う。

① 「地震第1配備体制」

- ア 市内で震度5(弱・強)の地震が発生した場合(自動配備)
- イ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあり市長が必要と認めるとき
- ウ 災害の規模が相当に拡大するおそれがあり、市長が必要と認めたとき

② 「地震第2配備体制」

- ア 市域に震度6以上の地震が発生したとき(自動配備)
- イ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあり市長が必要と認めたとき

(2) 所掌事務

市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 設置場所

本庁総務企画部防災危機管理課に置く。

本庁防災危機管理課が使用できない場合は、本庁内の適当な会議室を選定するか、庁舎自体が使用できない場合は、次の優先順位によりその施設に災害対策本部を設置する。

優先順位	設置場所	施設管理者、連絡先
第1設置場所	本庁	総務企画部長
第2設置場所	(1)千代田支所 (2)脊振支所	各支所長
第3設置場所	中央公民館、中央公園体育館	各施設管理者

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、総務企画部長、産業建設部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

災害対策基本法第23条の規定により本部の組織を編成する。

(6) 配備体制及び配備要員

市は、被害の防御及び軽減、災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るために、配備体制を整えるものとし、その配備体制は市長が定める。

(7) 配備要員の動員

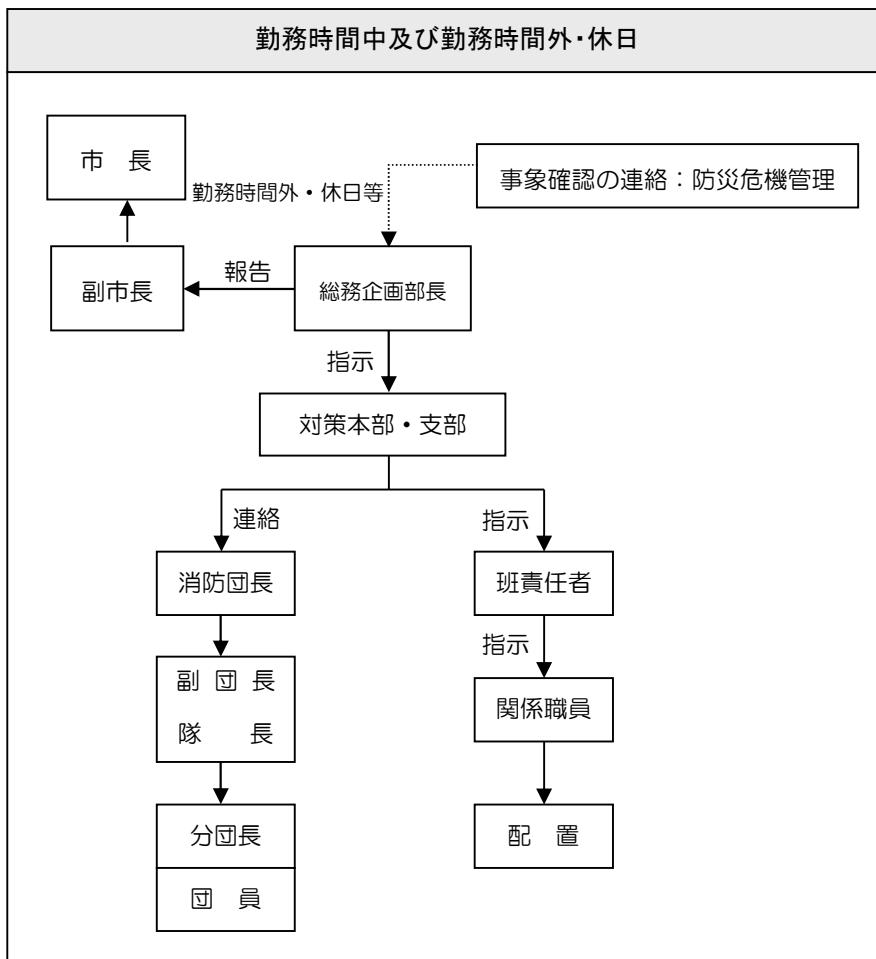
配備体制に基づく配備要員の動員は次によるものとする。

① 配備の伝達

ア 勤務時間中は、総務企画部防災危機管理課長が庁内放送、電話、防災無線を通じて伝達を行なう。

イ 勤務時間外(休日等を含む。)の場合は、電話により伝達を行なう。

## 《災害情報連絡室及び災害対策本部伝達系統》



\* 総務企画部長不在時は産業建設部長が代行

## ② 非常連絡員の指定

配備要員参集と災害応急措置等の迅速化を図るため、市長は対策部毎に非常連絡員を定める。

## ③ 非常参集

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、地震第2配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは市内に地震が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

## ④ 参集の報告

参集した職員は、各班総括責任者に報告を行う。

各班総括責任者は、各班の参集状況をとりまとめ、本部総括班長（総務企画部長）、支部長（支所長）に報告し、本部総括班長（総務企画部長）、支部長（支所長）は、副本部長（副市長）に報告する。

副本部長（副市長）は、本部長（市長）に参集状況を報告する。

## (8) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

### ① 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、あるいは地震災害により電話連絡がとれ

ない場合は、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

② 災害対策本部体制による配備

職員は、災害対策本部体制に基づき配備につく。

救助活動等の優先

次に該当する場合は、救助活動を優先させるものとする。

ア 居住地周辺で大規模な災害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

④ 参集場所の例外

職員は参集にあたって、交通途絶により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

ア 本庁

イ 千代田支所及び脊振支所

ウ その他の現地機関

(9) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の班員(活動要員)が不足するときは、次の措置を講じる。

① 余裕のある他の班から応援を求める。

② 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(10) 緊急初動班の設置

① 緊急初動班の設置

勤務時間外において、災害対策本部を設置する規模の震災が発生した場合、災害対策本部の体制が機能するようになるまでの間、必要に応じ、本部長(市長)又は総務企画部長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、本部総務対策班総括班長(総務企画部長)をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、本部長(市長)と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮する。

② 緊急初動班要員の確保(電話途絶時)

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な震災を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動にあたる。

《緊急初動班要員》

部課	緊急初動要員
総務企画部防災危機管理課	防災危機管理課職員

③ 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、本庁防災危機管理課に置く。

④ 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

- ・防災行政無線の点検及び修理
- ・テレビ、ラジオの調達
- ・防災行政無線(移動系)の準備

イ 情報の収集

- ・消防機関、市民その他からの情報収集
- ・テレビ、ラジオによる情報収集
- ・職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ・県への連絡 ①各対策部長及び配備要員の確保
- ・庁舎の電気、電話、給水施設等の点検

(11) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと市長が認めたときに廃止する。

(12) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、県、警察署長、消防機関長、隣接自治体等に通報するものとする。

① 通知・公表の方法

- ア 電話及び文書による通知
- イ 大規模災害の場合、報道機関への記者発表による通知
- ウ 防災行政無線による通知

なお、公表内容については報道機関等災害状況発表内容に基づき行うものとする。

② 通知・公表の責任者

災害対策本部の設置及び廃止における、関係機関への通知、公表は総務企画部長により行うものとする。

(13) 現地災害対策本部の設置

市長は、局地的な大規模災害が生じた場合、現地災害対策本部を設置することとする。

この場合、現地対策本部長は、副本部長又は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地本部員は、現地本部長が、各対策部所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

(14) 県との連携

県において、現地災害対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

《神埼市災害対策本部の所掌事務》

「第2編第3章第1節第1項 《神埼市災害対策本部の所掌事務》」による。

《神埼市災害対策本部体制(災害時の連絡・配備体制)》

「第2編第3章第1節第1項 《神埼市災害対策本部体制(災害時の連絡・配備体制)》」による。

#### 4. 標識等

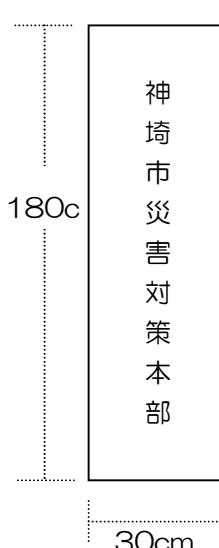
##### (1) 標示板

災害対策本部を設置した場合、標示板を市役所・支所の玄関前に掲示するものとする。

##### (2) 腕 章

災害対策本部を設置した場合、本部長以下班員が災害活動に従事するときは、法令及び計画等において定めのある場合を除き、次に定める腕章を着用する。

《掲示板》



《腕章》



備考：布地は白色とし字は黒とする。

### 第2項 防災機関の活動体制

市内における防災機関は、市域に地震が発生した場合、発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

### 第2節 地震の情報伝達

地震の発生に伴う被害を最小限に止めるため、市及び防災機関は、地震が発生した場合、気象庁(福岡管区気象台、佐賀地方気象台)が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に市民等及び他の防災機関へ伝達する。

### 第1項 地震に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

## 1. 地震の震度階級関連解説表(一部)

震度階級	人間の場合
0	人は揺れを感じない。
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。 眠っている人のほとんどが目を覚ます。
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。

## 2. 地震に関する情報の種類

## (1) 地震に関する情報

情報の種類	解説
地震情報	震源位置、地震の規模、震度3以上が観測されている地域、大きなゆれが観測された震度計のある市町村名、震度5弱以上と考えられるする情報
	が、震度を入手していない震度観測点のある市町村名を発表するもの
各地の震度に関する情報	震源の位置、地震の規模および各地の震度1以上の震度観測点、震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない震度観測点を発表するもの

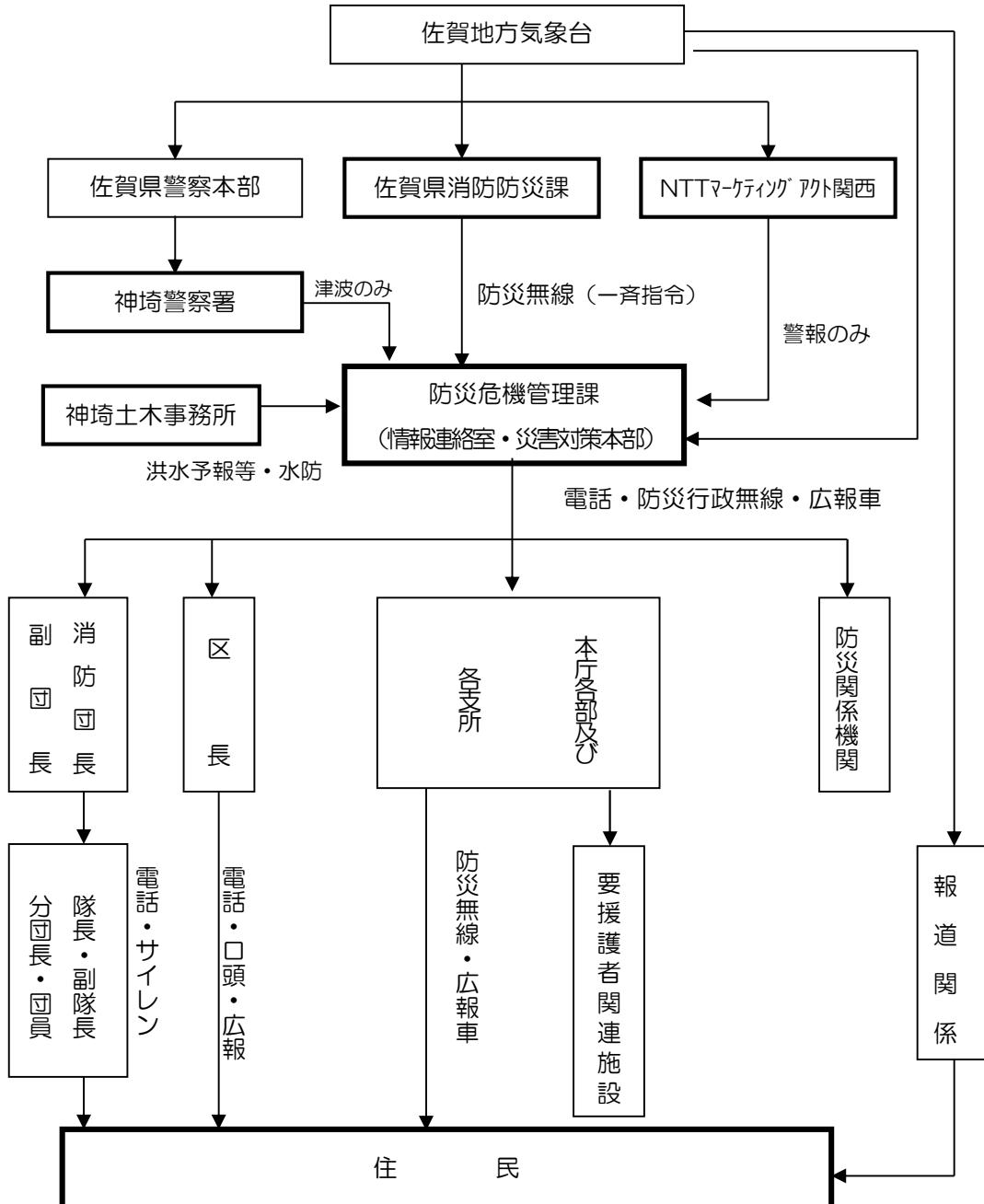
## 3. 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料

## 第2項 情報の伝達

地震に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

### 1. 予報等の伝達系統



### 2. 警報等の伝達及び扱い

佐賀地方気象台から警報、注意報等が通知された時、防災危機管理課長は、災害に結びつく重要な情報は、決められた伝達系統により各関係機関長に伝達するものとし、この場合、当該警報、注意報等により予測される事態に対し、取るべき措置等を併せて指示するものとする。

#### (1) 予警報の受入れ・伝達

##### ① 勤務時間内の受入れ・伝達

国・県等の各機関からの各種予警報、情報は防災危機管理課(災害対策本部設置時は総

務班)が受入れ、災害に結びつく重要な情報は、関係各課、消防団等に連絡するとともに庁内放送により全職員に周知する。

#### ② 勤務時間外の受入れ・伝達

ア 災害対策本部設置前にあたっては、防災危機管理課長が受信し、総務企画部長及び産業建設部長に連絡する。

総務企画部長は、配置の基準に該当するときは産業建設部長等と協議の上、各関係課長に連絡し配置職員の招集を行う。

イ 防災危機管理課長は、総務企画部長の指示により、関係部課長及び消防団、関係団体に配置職員の招集指示を行う。

ウ 災害対策本部設置時にあたっては、本部総務班(本庁)から各支部(支所)・各対策班へ連絡する。

#### ③ 一般市民への通報

市民に対する通報については、必要に応じ消防団(分団)、区長、関係団体に連絡し、周知を図るとともに本部総務班(本庁)から各支部(支所)・各対策班は、広報車、防災行政無線施設等により周知を図る。消防団においては各分団長に連絡し、各部長は市民に周知する。

#### ④ 予警報等受領伝達簿

本部総務班(本庁)から各支部(支所)・各対策班は、予警報、情報、通報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

### 第3項 措置事項

#### 1. 市

##### (1) 地震に関する情報の伝達

① 地震に関する情報について、県、警察署、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、区長等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。なお、連絡、通報の実施責任者は防災危機管理課長とする。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

##### (2) 地震に関する重要な情報の通報

地震に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など)について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに総務企画部長に報告し、市民への周知、市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

### 第3節 災害情報の収集・連絡、報告

市及び防災機関は、地震災害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う。

なお、具体的な報告要綱等については、第3節第4項に示す。

## 第1項 収集する災害情報の種類

市及び防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

### 【第1段階】緊急災害情報(被害規模を推定するための情報)

#### 1. 主要緊急被害情報

- (1) 概括的被害情報(人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等)
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 119番通報の状況等

### 【第2段階】被害情報(対策を機能的・効率的に進めるための情報)

#### 1. 人的被害

#### 2. 住家被害

#### 3. ライフライン被害

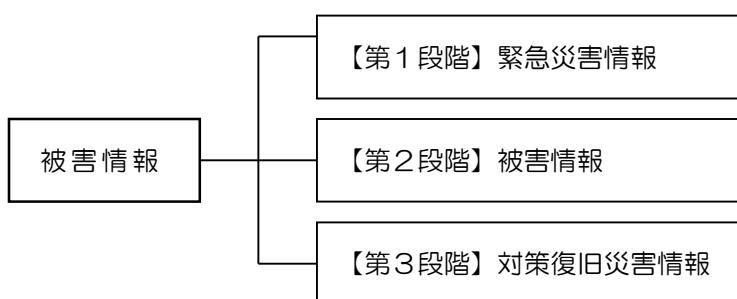
#### 4. 公共施設被害

#### 5. 農林水産、商工被害(企業、店舗、観光施設等の被害)等

### 【第3段階】対策復旧情報(被災者及び防災機関の対応に必要な情報)

#### 1. 応急対策の活動状況

#### 2. 災害対策本部の設置、活動状況等



## 第2項 災害情報の収集、共有

市及び防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、地震の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

### 1. 緊急災害情報の収集

市及び防災機関の職員は、収集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、収集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)へ、その映像を添え報告するものとする。

#### (1) 自治区内における情報の収集

① 現地における災害の状況等を把握に、それぞれの地区の区長を充てる。

② 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下においては地区内の状況把握を行うとともに随時巡回を行うなどして、地区内の災害状況の推移に注意し、消防団等との連絡を密に行い情報を収集する。

- ③ 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、市(防災危機管理課)に連絡する。

(2) 消防団関係における情報の収集

- ① 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに市(防災危機管理課)との連絡を密にする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報の収集を行う。
- ③ 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し直ちに所定の方法により市(防災危機管理課、総務班)へ通報する。

(3) 民間団体等による調査及び情報の収集

被害状況の調査区分及び調査・報告に関わる責任者は次のとおりとする。

調査・情報収集区分	担当部門	協力団体
人・住家等被害	総務企画部	区長
社会福祉施設関係被害	市民福祉部	施設の管理者
衛生関係被害	市民福祉部	施設の管理者 区長
農林関係被害	産業建設部	土地改良区 農業協同組合
水産関係被害	産業建設部	漁業協同組合
商工関係被害	産業建設部	商工会
土木関係被害	産業建設部	区長
教育関係被害	教育委員会	施設の管理者
重要文化財関係被害又は指定文化財等関係被害	教育委員会	施設の管理者

(4) 調査事項

- ① 人的被害
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 市民の行動、避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路、橋梁被害による通行不能路線、区間
- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ その他必要な被害報告

なお、災害の当初においては、①～⑤項の情報収集に努めるものとする。

(5) 情報のとりまとめ

- ① 災害情報の連絡責任者

市における災害情報の取りまとめ及び県等への報告は防災危機管理課により行う。

- ② 各部(各課)は、それぞれ所管事項に係る被害状況及び災害応急対策の活動状況を収集、

把握するとともに隨時市(防災危機管理課)に連絡する。

- ③ 本部総務班(本庁)及び各支部(支所)・各対策班は、消防団、その他からの情報連絡を確實に受領整理し、災害対策本部長に報告するとともに関係各課、各班長に通報する。

## 2. その他機関からの情報の活用

市は、防災機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとともに、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、県から市町にリエゾン(情報連絡員)を派遣する際、自己完結型での活動を実施するため、必要な食料や飲料水・通信機器・寝袋などを携行するよう努める。

## 3. 情報の共有

市、県、国その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

## 第3項 災害情報の連絡方法

市及び防災機関は、収集した災害情報を、防災行政無線、電話、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により県(災害対策本部)に報告するとともに、必要に応じ、防災機関に対し連絡する。

さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

## 第4項 被害状況等の報告

市及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号)に基づき、県に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

### 1. 実施責任者

#### (1) 市

市長は市の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、市防災会議の委員の属する機関に通報、速やかに県等関係各機関に報告を行なうものとする。

また、市長が県(本庁又は土木事務所)に報告できないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行なうものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、地震が発生し、市区域内で震度5以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については、市

が直接消防庁に対して報告するものとする。

① 県への報告基準

ア 市において災害対策本部を設置した場合

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれがある災害

(2) 防災機関等

市内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者は、当該所管に関する被害情報等の収集を行なうとともに、市、国、県等に通報又は報告を行うものとする。

2. 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、被害報告取扱責任者を以下のとおりと定める。

《被害報告責任者》

報告責任者	総務企画部長(本部総務班総括班長)
-------	-------------------

3. 報告の要領

(1) 報告の種類等

種類	報告する情報	時期
被害概況即報	■緊急災害情報 ①画像情報 ②主要緊急被害情報	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	■被害情報 ①人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 ■対策復旧情報 ①応急対策の活動状況 ②災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	■被害情報 ①人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 ■対策復旧情報 ①応急対策の活動状況 ②災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

## (2) 報告を必要とする災害の基準《参考》

<p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町村が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む</p>	<p>ア 県内において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>火災・火災等速報要領に基づき、消防庁【一般基準】 (長官)に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生する恐れがある場合を含む</p>	<p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 市又は県が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法13条の2に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア 震度5弱以上を記録したもの(震度6弱以上については、特別警報に該当) イ 人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれかにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い災害</p>
<p>災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁(長官)に報告するもの</p>	<p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は、軽微であっても2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害</p>

災害対策基本法に基づき県(又は市)が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁(長官)への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

## (3) 被害状況等の報告

- ① 被害発生通報の報告は、災害の種類に応じてその事務を統括する部の長が総務企画部長

に報告する。総務企画部長は、県へ電話等で迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

- ② 被害状況報告(即報、確定)の報告については、各課が災害発生に係る被害状況を調査、把握し判明したものを、防災危機管理課により取りまとめ次第、逐次県へ報告する。  
この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に被害状況第一報を報告するものとする。
- ③ 災害対策本部が設置されたときは、総務班において災害情報、被害状況報告(速報)を行う。

#### (4) 県への報告要領

##### ① 被害概況即報

- (ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式(県災害対策運営要領)に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、市は、県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)又は県関係現地機関(土木事務所等)に報告する。
- (イ) 防災機関及びその他機関は、県各本部(局)(各対策部)を経由して、県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)に報告する。  
ただし、県関係現地機関、県各本部(局)(各対策部)に報告できない場合は、直接県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)に報告するものとする。
- (ウ) 県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)は、市、防災機関及びその他機関からの報告(緊急災害情報)及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁にも報告する。
- (エ) 死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

##### ② 被害状況即報

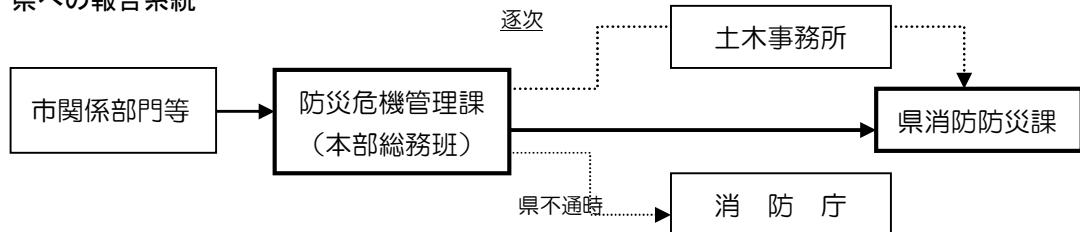
- (ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式(県災害対策運営要領)に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各本部(局)(各対策部)を経て、県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)に報告する。
- (イ) 防災機関及びその他機関は、県各本部(局)(各対策部)を経由して、県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)に報告する。  
ただし、県関係現地機関、県各本部(局)(各対策部)に報告できない場合は、直接県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)に報告するものとする。
- (ウ) 県(消防防災課〔統括対策部総括班〕)は、市、防災機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁にも報告する。  
ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。
- (エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に問わらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者などは外務省)又は県に連絡する。

(オ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況即報を消防防災課(括対策部総括班)に報告する。

### ③ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

#### (5) 県への報告系統



#### (6) 報告先

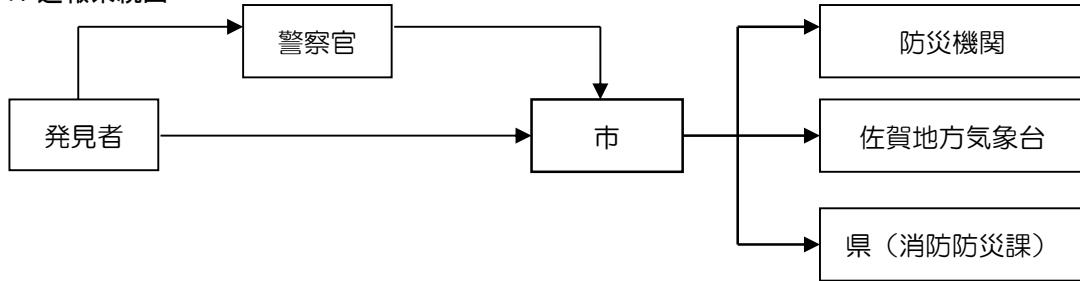
佐賀県 危機管理防災課(統括本部総括班)	消 防 庁
TEL (0952)25-7026 (0952)25-7027 [時間外]守衛室 (0952)24-3842 FAX (0952)25-7262 消防防災無線 721 消防防災無線FAX 728 防災行政無線TEL(衛星回線接続後)9-733 防災行政無線FAX(衛星回線接続後)9-7811	TEL応急対策室 (03)5253-7527 [時間外]守衛室(03)5253-7777 FAX応急対策室 (03)5253-7537 [時間外]守衛室(03)5253-7553 消防防災無線TEL 7527 [時間外]7782 消防防災無線FAX 7537 [時間外]7789
東部土木事務所	地域衛星通信ネットワークTEL 9-048-500-7527 地域衛星通信ネットワークTFAX 9-048-500-7537 [時間外]TEL 9-048-500-7782 FAX 9-048-500-7789
TEL (0952)52-3187 FAX (0952)52-8103 消防防災無線TEL 52-500 消防防災無線FAX 52-609	

#### (7) 防災機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災機関は、市が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市に通報または連絡を行うものとする。

### 第5項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県(消防防災課)、防災機関、佐賀地方気象台に通報する。

**1. 通報系統図****2. 通報を要する異常現象**

- (1) 異常潮位 …… 天文潮(通常の干満潮位)から著しく崩れ、異常に変動した場合
- (2) 異常波浪 …… 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
- (3) 地震動により …… 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等引き起こされる現象
- (4) その他地震に …… 群発地震、噴火現象に関するもの

**3. 通報項目**

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

**第4節 労務確保計画**

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進するための計画である。

なお、災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれにあてることとするが、特定作業或いは労力に不足を生じる場合の計画は、次により実施する。

**第1項 実施責任**

災害応急対策に必要な労務者の雇い揚げ等については、市長が実施する。

**第2項 労働者の確保**

地震災害の状況等により、防災機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、市は、直接所轄の公共職業安定所に対し、求人の申込みを行う。

**第5節 従事命令及び協力命令**

市長等(市長の委任を受けてその職権を行う市の職員、市長若しくはこの職員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む)は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

**第1項 従事命令等の種類****1. 従事命令等の種類と執行者**

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・従事命令 ・協力命令	知事 委任された場合 は市長	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・従事命令 ・協力命令	知事	災害救助法第7条、8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・従事命令	市長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・措置令	警察	警察官職務執行法第4条
消防作業	・従事命令	消防職員、消防団	消防法第29条第5項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第17条

**2. 従事命令又は協力命令の対象者**

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長・警察官の従事命令	市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者

消防法による消防職員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者または水防の現場にある者

## 第2項 発動方法等

### 1. 災害対策基本法による公用令書の交付

(1) 災害対策基本法による公用令書の交付(災害対策基本法第81条、同法施行令第34条)

市長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

(2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

### 2. 災害救助法による公用令書の交付(災害救助法第7条第4項(同法第5条の2第2項を準用)、同法施行規則第4条)

(1) 知事は、従事命令を発する時、又は発した命令を取消す時は、公用令書又は公用取消令書を交付して行なうものとする。

(2) 公用令書の様式は、災害救助法施行細則第10条に定めるところによる。

### 3. 従事できない場合の届出(災害救助法施行規則第12条)

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を付して市長(公用令書を発した機関)に届出るものとする。

(1) 負傷又は疾病等により、指定の日時に出頭することができない時は、医師の診断書

(2) 天災その他避けることができない事故により、指定の日時及び場所に出頭できない時は、市長、警察官又は駅長の証明書

### 4. 実費弁償(災害対策基本法第82条第2項、災害救助法第7条第5項)

市長が災害対策基本法及び災害救助法に基づき発した従事命令により、災害応急対策及び災害救助に従事した者に対しては、災害救助法施行細則第13条に定めるところにより実費を弁償する。

### 5. 損害補償(災害対策基本法第84条第2項、災害救助法第12条)

市長が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げるところにより、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

(1) 災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年佐賀県条例第7号)

(2) 災害救助法施行令(第13条～第22条)

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、市民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は、佐賀県知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

## 第1項 災害派遣要請基準

1. 地震による災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命、身体又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効率的であると認められるときに要請する。

## 第2項 災害派遣要請の手続

### 1. 要請者及び要請先

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請依頼書により知事(県消防防災課[総務対策部総括班])に対し、災害派遣の要請をするよう依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等迅速な方法で依頼するものとし、文書は、事後速やかに提出する。

市長は、通信の途絶等によりこの依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を下記の自衛隊指定部隊の長に通知することができる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

区分及び部隊の長	住所(担任部署)	電話番号
陸上自衛隊 九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (装備計画部企画課防衛班)	0952-52-2161
陸上自衛隊 西部方面混成団長	福岡県久留米市国分町100 (混成団本部第3科)	0942-43-5391
海上自衛隊 佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	0956-23-7111
航空自衛隊 西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部防衛課)	092-581-4031

### 2. 要請の手続

市長は、1の要請手続きの考え方に基づき、次の事項を明らかにした文書をもって県知事(消防防災課)に対し災害派遣の要請の要求を行う。

#### (1) 災害の状況

- ア 被災(被災予想)地域
- イ 被災(被災予想)状況
- ウ 被害(被害予想)状況(人命、財産等)
- エ 今後の見通し

## (2) 要請する理由

ア 市の措置状況

イ 自衛隊派遣を必要とする理由

## (3) 派遣を必要とする期間

## (4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

## (5) 派遣を希望する区域及び活動内容

## (6) その他参考となる事項

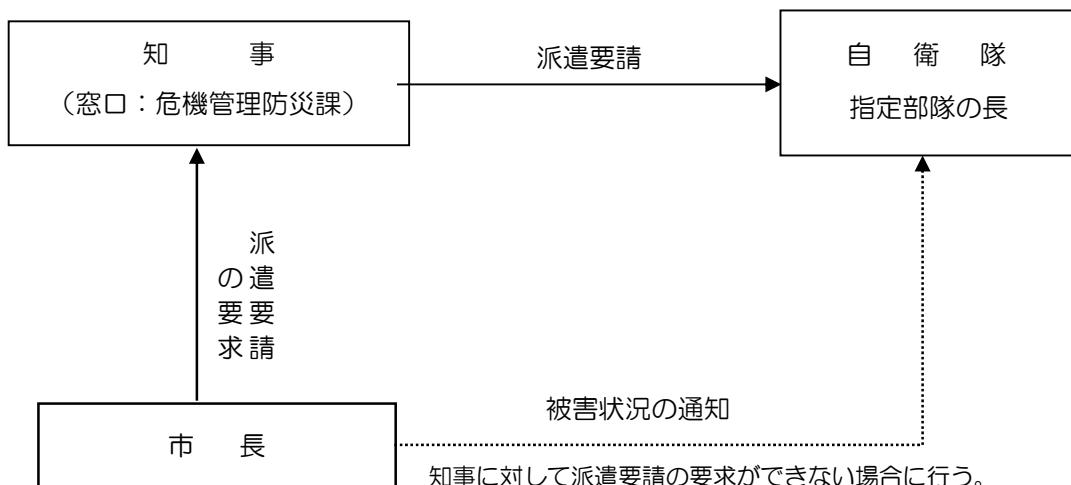
この要請は、防災危機管理課(本部総務班)が担当する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後に  
おいて速やかに、文書を提出するものとする。

## 3 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においてもできる。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



## 第3項 自衛隊の自主派遣

地震災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待つことまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

また、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早急に把握・整理するものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛庁防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。

## 第4項 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため、防災機関と緊密に連絡、協力して

次に掲げる活動を行う。

1. 人命救助: 行方不明者の搜索、被災者の救出、救助
2. 消火活動: 林野火災に対しての航空機による消火
3. 水防活動: 土のうの作成、運搬、積込
4. 救援物資の輸送: 車両及びヘリコプターによる物資の輸送
5. 道路の応急警戒: 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
6. 医療、防疫: 応急救護及び除染車等による地域の防疫
7. 給水活動: 水タンク車、水トレーラーによる給水
8. 給食: 炊事車による炊飯
9. 宿泊活動: 天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
10. 入浴活動: 公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

#### 《自衛隊の主な活動範囲》

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関が提供)
道路又は水路の啓閉	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓閉又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は通常関係機関が提供)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する總理府令(昭和33年總理府令第1号)」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。(注*)
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

活動項目	活動内容
	等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付(最大限3か月)及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤、炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

## 第5項 派遣部隊との連絡調整

### 1. 連絡担当者の設置

- (1) 市長は部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における市の責任者として、県、部隊及び市との連絡にあたる。

### 2. 活動記録

市は、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、下記事項について、適時記録するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 派遣部隊名、指揮官階級氏名、部隊人員
- (3) 活動内容
- (4) 主なる使用器材
- (5) 活動日程等(完了または撤収予定月日)

## 第6項 派遣部隊への措置(受入れ体制)

### 1. 市の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

#### (1) 部隊の受入れ準備

- ① 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- ② 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- ③ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長と②の計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との連絡協調に努める。
- ⑤ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- ⑥ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して作業が他

の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

#### (2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

#### (3) 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県消防防災課(統括対策部総括班)に報告するものとする。

### 2. 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入れ措置は、市の場合に準じて行うものとする。

## 第7項 活動用資機材の準備

### 1. 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品(増加装備品を含む)及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて市又は県が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

### 2. 相互連絡

市及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所(所管部隊名)等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

## 第8項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関(自治体)が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

1. 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く)等の購入費、借上料及び修繕費
2. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

3. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
4. 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた(自衛隊装備品を除く)損害の補償
5. その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

## 第9項 撤収手続

市長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請を行う。

### 1. 撤収時期

- (1) 災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 市長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

### 2. 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

## 第7節 応援協力体制

地震災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市及びその他防災機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災機関は、地震の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方針を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

市及び県は、職員を派遣する場合、地域の災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

## 第1項 相互協力体制

### 1. 市及び消防機関が実施する措置

#### (1) 他の市町への応援要請

市は災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

#### (2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」又は「大規模特種災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

#### (3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又は斡旋の要請

① 市は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

② 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の斡旋を求めるものとする。

③ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員で、要請先は県消防防災課(統括対策部総括班)とする。

④ 要請必要事項

要請の必要事項は、別に定めるとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 自主防災組織との協力

自主防災組織(事業所等の自衛防災組織を含む)は、市との協力体制の下、地震時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ① 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- ② 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ③ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- ④ その他の災害応急対策業務(地域、市の体制等勘案して)への協力

2. 市の体制

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入に努め、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

3. 関係機関との相互連絡

(1) 県との関係

市は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、或いは佐賀県に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。なお、当該要請又は斡旋にあたっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する(斡旋を求める)理由
- ② 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 防災会議構成機関

大規模災害発生時には、単一の防災機関のみでは応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

3. 「佐賀県常備消防相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、佐賀県常備消防相互応援に関する協定に基づき、応援を行なうものとする。

(1) 主な応援内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供

- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に被災市町から要請のあった事項

#### 4. 消防関係相互の応援要請等

##### (1) 市町消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行なうものとする。

応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行なうものとする。

##### (2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行なうためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、市は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

#### 5. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるものとする。

#### 《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要請の内容	要請に必要な事項	備考
他の市町に対する応援 要請	(ア) 災害の状況 (イ) 応援(応急処置の実施)を要請する理由 (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目	災害対策基本法第67条
県への応援要請又は応急措置の実施要請	及び数量 (イ) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (オ) 応援を必要とする活動内容 (必要とする応急処置) (カ) その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請 (要求)	本章第6節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣の斡旋を求める場合	(ア) 派遣の斡旋を求める理由 (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項	災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17

他県消防の応援の要請 を求める場合	緊急消防援助隊応援要請連絡表に掲げる事項	消防組織法第24条の3
----------------------	----------------------	-------------

## 第2項 相互協力の実施

### 1. 基本的事項

防災機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、防災機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき誠意をもって対処するものとする。

### 2. 応援及び派遣要請

#### (1) 他市町に対する応援の要請

市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町長に応援要請を行う。(災害対策基本法第67条)

#### (2) 佐賀県知事に対する応援の要請

市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事等に対し応援要請を行い、又は応急措置の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

### 3. 応援要請の手続き

市長は、他の市町の応援を必要とするときは、十分な協議の上、文書をもって要請する。ただし、緊急やむを得ない場合には口頭、電話等によるものとし、事後において文書を提出することとする。

#### (1) 応援要請を行う場合の事項

- ① 災害状況
- ② 派遣を要請する(斡旋を求める)理由
- ③ 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員
- ④ 派遣を必要とする期間
- ⑤ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑥ その他職員の派遣について必要な事項

### 4. 措置及び指揮

応援隊が到着した後においては、市長はその長に災害の概況等を説明するとともに、応援を受ける程度、方法、期間等を十分協議し、職務の分担を明確に行う。

また、応援要請に応じて応急措置に従事する者は、市長の指揮下により行動するものとする。

### 5. 応援隊の派遣措置

市長が他の市町長から応援要請を受けた場合は、正当な理由がない限り直ちに応援隊を編成し、人員及び資機材を整備し、指揮者を定めた上、派遣させるものとする。

### 6. 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ① 派遣職員の旅費相当額
- ② 応急措置に要した資材の経費
- ③ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- ④ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- ⑤ 車両機器等の燃料費、維持費

### 第3項 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

#### 1. 神埼市における消防相互応援協定締結市町

協定締結市町名	連絡先
佐賀市	0952-24-3151
吉野ヶ里町	0952-53-1111
みやき町	0942-89-1651
福岡市	092-725-6511
久留米市	0942-30-9000
大川市	0944-88-1776

#### 2. 神埼市における大規模災害時の応援に関する協定

協定締結機関	連絡先
国土交通省 九州地方整備局	0942-33-9131

#### 3. 神埼市における県及び県内市町との災害時相互応援協定

佐賀県及び県内全市町と協定締結

#### 4. 神埼市における市町村広域災害ネットワーク協定締結市町

協定締結市町名	連絡先	協定締結市町名	連絡先
大阪府 泉大津市	0725-33-1131	岐阜県 可児市	0574-63-1111
兵庫県 高砂市	079-442-2101	愛知県 刈谷市	0566-23-1111
滋賀県 野洲市	077-587-1121	岡山県 玉野市	0863-32-5588
京都府 八幡市	075-983-1111	三重県 亀山市	0595-82-1111
奈良県 大和郡山市	0742-53-1151	島根県 益田市	0856-31-0100
和歌山県 橋本市	0736-33-1111	宮崎県 日向市	0982-52-2111
高知県 香南市	0887-56-0511	静岡県 磐田市	0538-37-2111
福岡県 行橋市	0930-25-1111	山口県 柳井市	0820-22-2111
福岡県 荘田町	093-434-1111	山梨県 甲府市	055-237-1161
鹿児島県 阿久根市	0996-73-1210	茨城県 那珂市	029-298-1111
愛媛県 四国中央市	0896-28-6934		

#### 第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

##### 1. 災害派遣職員の手当及び給与

###### (1) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

###### (2) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

① 国からの派遣職員には、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第18条の規定によるものとする。

② 県からの派遣職員には地方自治法第252条の17第3項の規定によるものとする。

#### 第5項 受援のための措置

市、県及び防災関係機関は、他の公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等から支援・協力等を効果的に受けるため、あらかじめ定めた受援計画等に基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずる。

#### 第6項 隣保互助、民間団体の協力

##### 1. 実施責任者

市長が、市内の民間団体への協力、応援要請を行うこととする。

##### 2. 民間組織の種別と活動内容

団体名	活動内容
自治会 (区長)	① 災害情報の収集、報告 ② 救援物資の配給 ③ 被災者の捜索及び救助の協力 ④ その他防災対策に関すること
自主防災組織	① 炊き出しの応援 ② 清掃作業の応援 ③ 避難所の奉仕
赤十字奉仕団	① 災害時における看護奉仕、救護班の補助 ② 炊き出し、食料の配給奉仕等、罹災者の世話 ③ 救助救援物資の配給及び整理奉仕
ボランティアグループ (男性)	① 罹災者の救出 ② 災害応急復旧等の応援 * 消防団員としての出動は除く
ボランティアグループ (女性)	① 炊き出しの応援 ② 清掃作業の応援 ③ 避難所の奉仕

### 《民間団体等への要請系統》



#### 3. 協力の要請要領

- (1) 実施責任は防災危機管理課(本部総務班)により行う。なお、災害応急活動等において人員が不足する場合等、民間団体の協力が必要な場合は、次の事項を明記し防災危機管理課へ提出することとする。
- ① 協力を必要とする理由
  - ② 従事場所
  - ③ 作業内容
  - ④ 従事時間
  - ⑤ その他参考事項

## 第8節 通信計画

地震の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

### 第1項 市における通信手段

#### 1. 通常の状態における通信

市が行う災害に関する予警報及び情報の伝達、情報収集、指示伝達等は、市防災行政無線(同報系及び移動系)、県防災行政無線、公衆電気通信設備及び各機関が所有する専用の通信設備により行うこととする。

このため、各通信施設の保守等については、平常時より万全な整備を行うものとする。

#### 2. 公衆電気通信設備使用不能状態における通信

公衆電気通信設備が使用不能の場合、市長は、知事を通じ、日本放送協会佐賀放送局、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社ラジオ佐賀局、株式会社エフエム佐賀に県との協定に基づき、災害に関する予警報の通知又は予想される災害の事態等について放送を依頼する。

なお、この場合、防災行政無線及び各機関が所有する自営通信設備を有効に利用するものとする。

### 第2項 多様な通信手段の利用

防災機関は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

#### 1. 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信

を行うため、無線回線(地上系、衛星系)及び有線回線(光ケーブル)により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

## 2. 防災相互通信用無線電話(移動系無線)

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。

【所有機関】 県、県警察、海上保安部、12市町

【県における設置場所】 消防防災課(統括対策部総括班)

【使用周波数】 158.35MHz及び466.775MHzの全国共通波

## 3. 優先利用ができる一般加入電話

### (1) 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者(公共機関等)からの申し出により協議のうえ設置している電話。

【神埼市における設置場所】

■本 庁 総務課(電話番号:0952-52-1111)

■千代田支所 総合窓口課(電話番号:0952-44-2111)

■脊振支所 総合窓口課(電話番号:0952-59-2111)

■保育園及び小中学校並びに公共施設

## 4. 非常通信

地震等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

### (1) 非常通信として、取り扱える通信の内容

- ① 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- ② 地震の予報等に関するもの。
- ③ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- ④ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- ⑤ 災害対策本部、防災機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

### (2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

① 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社

② 新聞社、通信社、放送局

③ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

### (3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

《非常通信の使用例》

防災行政無線による通信が不可能となった場合、市は最寄りの神埼警察署(消防本部)で警察(消防)無線を利用して、災害情報を県警察本部(広域行政本部)に連絡する。県警察本部

(広域行政本部)は受信した情報を県に伝達する。

#### 5. 放送機関の利用

市は、地震時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業のように供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電機通信法第3条第4項第4号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

##### . 被災現場からの通信

移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。

#### 6. 本庁・支所間の通信

##### (1) 通常の状態における通信

一般加入電話及び携帯電話により通信を行う。

##### (2) 公衆電気通信設備使用不能状態における通信

公衆電気通信設備が使用不能の場合、防災行政無線(移動系)を利用する。

なお、防災行政無線(移動系)の利用が不可能な場合は、市長は、知事を通じ、県防災行政無線により、支所間との通信網を確保する。

#### 7. 防災相互通信用無線電話

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。

**【所有機関】** 県、県警察、海上保安部、12市町村

**【使用周波数】** 158.35MHz及び466.775MHzの全国共通波

#### 8. その他

インターネット、アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

### 第3項 通信施設の応急復旧

市は、地震が発生した場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

### 第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、市は、消防機関、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊等と相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

### 第1項 自主防災組織等の救助活動等

地震災害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

## 1. 自主防衛組織の協力の範囲

- (1) 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- (3) 救助活動にあたっては、可能な限り消防機関等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

## 第2項 救助活動

### 1. 市及び消防機関

#### (1) 救助活動

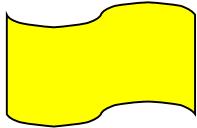
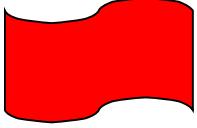
- ① 市町及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム(DMAT)等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関(医療救護所を含む)に収容する。

#### ② 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね 2 m × 2 m の布

	避難者がいることを しめす。 (黄色)		避難者の中に重傷 者や要配慮者など緊 急に救助を要する者 がいることをしめす。 (赤色)
---	---------------------------	--	--

#### (2) 応援要請

- ① 消防機関は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。
- ② 市は、消防機関との消防活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他の市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。
- ③ 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。
- ④ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

#### (3) 拠点等の確保

市及び県は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点として使用させなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

### 2. 実施責任者

- (1) 救出は原則として、市長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 応急措置のため必要がある場合は、他の市町長、県知事、その他関係機関に応援を要請する。

### 3. 救出対象者

災害により生命、身体が危険な状態にある者で、応急に救出を要する者、又は行方不明者で、諸般の事情により生存していると推定される場合に実施する。

(1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次の場合とする

- ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ② がけ崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなった場合
- ③ 孤立した地域に取り残された場合
- ④ 生埋めになった場合

### 4. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生した時は、市長は直ちに県等の出先機関と連絡をとるとともに、消防団員、その他奉仕団体等を動員して速やかに救出活動を実施する。

(1) 救出隊の編成

- ① 被救出者があり救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。
- ② 編成は消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて市関係職員、その他増強要員を編成する。

(2) 救出活動

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。市ののみでは救出活動が困難な場合は、県又は他の市町の応援を得て実施するものとする。

### 5. 災害救助法が適用された場合の実施

災害救助法が適用された場合においては、佐賀県災害救助法施行細則(以下「災害救助法施行細則」という。)の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は、災害が発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、市長は知事に期間の延長を申請するものとする。

## 第3項 関係機関の活動

### 1. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関及び市、その他防災機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する
- (3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する

### 2. 県警察

県警察は、消防機関及び市、その他の防災機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講じるとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制等

### 3. 自衛隊

自衛隊は、市又は県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び市、県警察、その他の防災機関と協力して救助活動を行う。

## 第10節 保健医療活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、国立大学法人佐賀大学医学部付属病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、災害拠点病院、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び市郡医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

### 第1項 保健医療活動

#### 1. 実施責任者

市長は、災害のため市民の医療が困難となった場合における罹災地の市民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市は知事の補助機関としてこれを行う。

#### 2. 救護体制の整備

- (1) 市長は、神埼市医師会の協力を得て救護班を編成しておくものとする。
- (2) 神埼市区医師会は医師会員による救護班を編成しておくものとする。

#### 3. 医療機関における医療活動の確保

##### ① 公的医療機関等

地震時に、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、県、市及び日本赤十字佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

##### ② 民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、地震災害時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

#### 4. 救護所の設置、運営

- ① 市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置する。

#### ② 広報、報告

市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

### (3) 通常

市は、救護所の運営に当たっては、都市医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸業者等から調達する。

## 5. 保健医療活動チーム

### (1) 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

### (2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（D M A T） ※ロジスティックスチーム含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班（J M A T 佐賀）
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（D P A T）
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期 以降	日本医師会	災害医療チーム（J M A T）
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

### (3) 市からの県への派遣要請

市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言を行うものとする。

### (4) 県による派遣要請・調整

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や収集場所について、確保又は伝達を行う。

(5) 日本赤十字社による医療救護活動

日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県から「(県と日本赤十字社との)協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指示のもと救護班を派遣する。

なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン(情報連絡員)等の派遣について要請するものとする。

(6) 他県等への応援要請

県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。

(7) 災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターによる派遣調整の支援

災害医療コーディネーターは、県による県域での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内での保健医療活動チームの派遣調整の支援を行う。

(8) DMAT活動終了後の医療体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

6. 被災地域外での医療活動

県は、必要に応じて広域医療機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

7. 人工透析対策

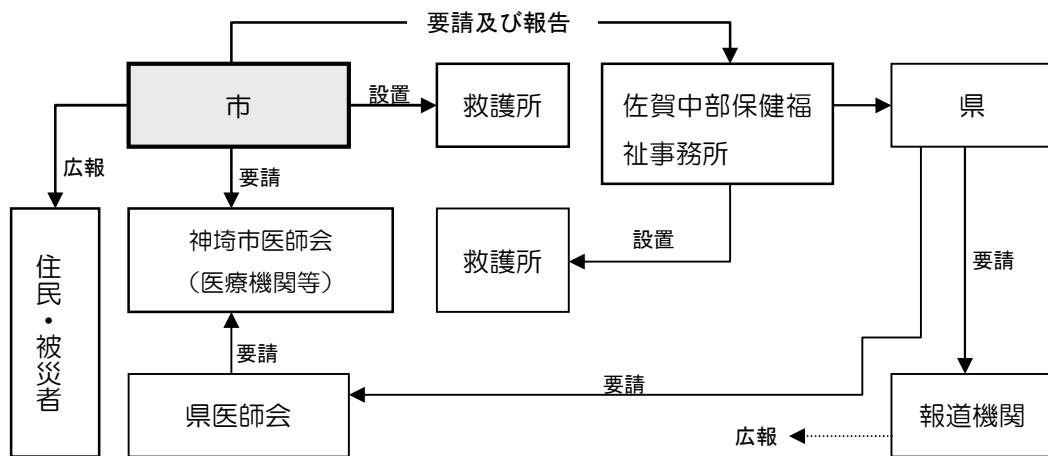
市及び県は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、市、県及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

8. 精神対策医療

県は、関係医療機関と協力して、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣することによりメンタルヘルスケアを実施する。

## 《医療救護における要請及び報告系統》



## 第2項 医薬品、医療資機材の調達

## 1. 需給状況の把握

市は、市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医科器械組合、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

## 2. 実施責任者

## (1) 災害救助法を適用するに至らない場合

医薬品、医療資機材等の確保及び給与は市長が行うものとする。

## (2) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、必要物資等の確保及び輸送は知事及び市長が互いに密接な連携の下に行うものとする。

## 3. 安定供給の確保

## (1) 市

- ① 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- ② この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

## (2) 県

- ① 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医科器械組合に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- ② 保健医療活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。
- ③ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時相互応援

協定」に基づく応援の要請を行う。

- ④ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

#### 4. 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班(薬剤師2名で構成)を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

### 第3項 医療施設の応急復旧

被災地域内の医療機関は、地震時には、速やかに、建物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

市及び県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

### 第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

地震時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

このことから、市において、保健医療福祉ボランティアを必要とし、その人員が不足するときは、県への情報提供を行い、医療ボランティアの斡旋を受けるものとする。

#### 1. 登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

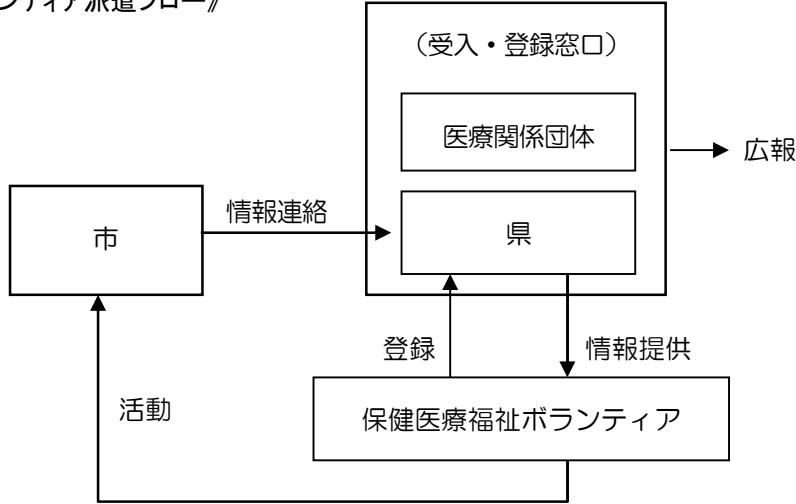
#### 2. 情報提供等

市は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること。
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること。
- (3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと。
- (4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市町他、関係者の指示に従うこと。

《医療ボランティア派遣フロー》



## 第11節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消火活動を実施する。

市及び県は、消防機関の消火活が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

### 第1項 出火防止、初期消火

#### 1. 出火防止、初期消火

##### (1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するため、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

##### (2) 防炎物品の普及指導

防炎物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるため、その普及を図る。特に高齢者等の災害時要援護者が居住する家庭に対しては、防炎物品のカーテン、じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

##### (3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

##### (4) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の

初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

## 2. 消防力の強化

地震発生時における消火栓等の使用不能に備え、家屋密集地、避難地周辺等、計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

## 第2項 消火活動

市及び消防機関は、地震により火災が発生した場合は、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動にあたっては、効果的な消火に努め、また、避難の勧告・指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

## 第3項 救急活動(消防機関の活動)

消防機関は、地震時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

### 1. 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送にあたっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

### 2. 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム(DMAT)等に支援を求める。

消防機関、市は、地震により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、この要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

### 3. 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

### 4. 応援要請

#### (1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

#### (2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

消防機関は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

### 第12節 救急活動

消防機関は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

#### 1. 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送にあたっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

#### 2. 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。

消防機関、市は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターヘリ運航要領に基づき、県に対しドクターヘリの出動を要請する。

また、消防機関は「福岡県、佐賀県及び大分県におけるドクターヘリの運航に係る協定」及び「長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協定」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

#### 3. 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

#### 4. 応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、第3項に準じて応援を要請する。

### 第13節 慘事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をするなど、精神的ショックやストレスを受けることがあり、

これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

## 第14節 水防活動計画と二次災害の防止活動

### 1. 水防活動

地震発生に伴い、河川、農業用用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫、又は高潮、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・農業用用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

#### (1) 施設の点検、補修

河川、農業用用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、地震災害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、農業用用排水施設等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

#### (2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川堤防等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

### 2. 土砂災害の発生、拡大防止

国、市及び県は、発災後の降雨・地震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、市及び県は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事(不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等)を実施する。

## 第15節 避難計画

地震発生後、火災、崖くずれ等の二次災害から市民の人命、身体を保護するため、市は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置にあたっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ避難準備情報(避難行動要支援者の避難)の発令あるいは早目の避難勧告・指示を発令し、市民及び関係機関等へ伝達する。

### 第1項 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

#### 1. 実施責任者

災害から市民の生命、身体を保護するための避難の勧告、指示(緊急)等の実施責任者は市長とし、災害応急対策の第一次責任者である市長を中心に、相互に連携、協調し避難を迅速かつ安全に行なうものとする。

#### 2. 避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急)の種類

避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告、指示(緊急)を発令する者は、事前に策定した避難勧告等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

##### (1) 避難の種類等

項目	状況	市民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の発生する可能性が高まった状態</li> <li>※特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。(要援護者の避難)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者等、避難に時間を見る者は、計画された避難場所への避難を開始 (避難誘導員は誘導活動を実施)</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の発生する可能性が明らかに高くなった状態</li> <li>※要援護者の避難確認を終え、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への行動を開始 (避難誘導員は引き続き誘導活動を実施)</li> </ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態</li> <li>・人的被害が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> </ul>

#### 3. 避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急)の内容

市長は、避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急)を発令するとき、次の内容を明示して行う。

##### (1) 避難対象地域

##### (2) 避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急)を発令する理由

- (3) 避難先及び避難経路
  - (4) 避難時の留意事項等
4. 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

避難準備・高齢者等避難開始若しくは避難勧告・指示(緊急)を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関(市、県、県警察、自衛隊及びNHK佐賀放送局等)と、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

避難準備・高齢者等避難開始若しくは避難勧告・指示(緊急)を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防機関、消防団、地区、民生・児童委員等を活用する。

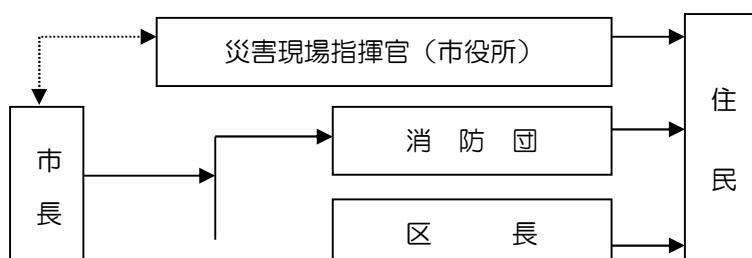
- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 船艇、航空機(拡声器、垂れ幕等)
- ④ サイレン、警笛
- ⑤ テレビ(ケーブルテレビを含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む)の放送
- ⑥ 携帯電話等のメール(市防災メール、緊急速報メール等)
- ⑦ その他実情に即した方法(FAX、市ホームページ、ソーシャルメディア等)

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については市から情報提供のほか、県はリエゾン(情報連絡員)を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

5. 避難の勧告及び指示(緊急)

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、当該地域の居住者に対し避難のため立ち退きを勧告し、なお急を要すると認めるときは立ち退きを指示する。
- (2) 警察官は、市長から要求があったとき、又は市長が立ち退きの指示をすることができないと認めるときは、当該地域の市民に対し避難のための立ち退きを指示しその旨を市長へ速やかに通知する。
- (3) 知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認めたときは、地域の市民等に立ち退きを指示する。また、神埼警察署長にその旨を通知する。

避難の伝達系統図





## 第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要件(根拠)	内 容	対象者	備 考
●市長等 (市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ) ○警察官 (市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき)	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法第63条、第73条)	●区域への立入りの制限・禁止又は区域内の退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	
○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (市長等、警察官がその場にいない場合)				●災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。
○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)				●知事が行う場合は、その旨公示すること。

## 第3項 避難誘導等

### 1. 避難誘導

#### (1) 地域住民等の避難誘導

市長は、避難の勧告・指示等(警戒区域の設定を含む。以下同じ。)を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

#### (2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行えるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しく述べ、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

## 2. 避難

### (1) 小規模な避難

避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両・船舶等を準備し、援助する。

### (2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等へ収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることがない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つことのできないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

## 3. 自主避難

市は、崖くずれなどの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、市民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、市民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

## 第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧

告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

#### 1. 学校等

公立の学校は、生徒等の在校時に、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

#### 2. 病院等医療機関

病院等医療機関は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、市に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導にあたっては、担送患者と独歩患者とに区分し重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係市郡医師会等の関係機関連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の病院等医療機関では転院できない場合には、国及び近隣県に対し、受入協力を要請する。

#### 3. 社会福祉施設

社会福祉施設は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、市に対して速やかにその旨を連絡する。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

地震により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

#### 4. 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

### 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について防災計画書やあらかじめ作成した避難所運営マニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営

マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し適切に運営する。

## 1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

### (1) 指定緊急避難場所

市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

### (2) 指定避難所

市は、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

市は、指定避難所を開設した場合は、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況について、速やかに県に報告するものとする。

なお、地震災害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は「第3項 避難誘導等 2 避難（2）広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

## 2. 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営については専門性を有した外部者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### (1) 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

### (2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努める。

#### (3) 男女双方の視点等への配慮

市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、市は、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

#### (4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供方法等に配慮するものとする。

#### (5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努める。

#### (6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

#### (7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症(通称「エコノミークラス症候群」)を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症のリスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル(厚生労働省通知)」等を活用してその予防に努めるものとする。

#### (8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティーセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器

等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の提供にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

#### (9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食物等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めること。

#### (10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

### 3. 避難にあたっての市民が留意する事項

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため市民に対し、次の事項を平素から訓練、指導するものとする。

- (1) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
- (2) 一人あたり2食程度の食料、2～3リットルの飲料水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ又は戸別受信機を携行する。
- (3) 服装はできるだけ軽装とするが素足を避け、必ず帽子又は頭巾等を着用し、雨合羽等雨具や防寒具を携行する。

### 4. 災害時要援護者に対する避難措置対策

#### (1) 災害時要援護者の事前把握

##### ① 要援護者

市長は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に関する情報の整理等を行なうことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

##### ② 外国人

市長は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や駐在員を通じて、外国人の事前把握に努めるものとする。

#### (2) 災害時要援護者に関する対策

##### ① 安否確認、救助活動

市長は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、市民福祉部、福祉事務所長、区長、民生委員、近隣市民、自主防災組織、社会福祉団体等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助にあたって、災害時要援護者の救助に配慮するものとする。

##### ② 状況調査及び情報の提供

市長は、民生委員の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を隨時提供するものとする。

③ 福祉、保健巡回サービス

市長は、②項の状況調査の結果を踏まえ、民生委員等必要な人材により、在宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対して巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

④ 通信手段の整備

市長は、災害時における迅速かつ的確な救助活動を行なうため、災害時要援護者に対する緊急通報装置等の給付の促進等、緊急通報システムの整備促進に努めるものとする。

⑤ 地域との相互協力体制

市長は、民生委員を中心として、近隣市民、区長等との連携により、災害時要援護者安全確保に関する相互協力体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人に関する対策

① 安否確認、救助活動

市長は、警察、自主防災組織及び駐在員等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行なうものとする。

② 情報の提供

市長は、県とともに避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行なうものとする。

避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行なうものとする。

## 5. 災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、市長は危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときは、これらの者に対し立ち退きを指示する。
- (2) 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため市民の身辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立ち退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。
- (3) (2)による避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに市長に対し避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

## 6. その他施設における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場等、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置を実施するものとする。

(1) 実施方法

- ① 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ② 学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合には速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- ③ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長の避難の指示等は、市長の指示に行なうほか、安全性を考慮して、速やかに実施する

ものとする。

- ② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行なうものとする。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されたときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- ⑤ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

#### (3) 留意事項

- ① 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行なわれるよう、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- ② 校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行なわれるようするものとする。
  - ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
  - イ 避難場所の指定
  - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
  - エ 児童生徒の携行品
  - オ 余裕のある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 老朽化等による危険な校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。
- ④ 災害が校内又は学区付近に発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報するものとする。
- ⑤ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
  - ア 地区担任教師の誘導を必要とする場合は、地区毎に安全な場所まで誘導することとする。
  - イ 地区毎に児童生徒を集団下校させる場合には、校区内の危険箇所(かけ崩れ、危険橋堤防)の通行は避けるよう配慮するものとする。
- ⑥ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡方法等を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。
- ⑦ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施するものとする。

#### (4) 避難場所

- ① 教育長は、地域防災計画を考慮し、災害種別及び程度に応じた学校毎の避難場所を定めるものとする。
- ② 学校が、地域防災計画に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難して来た場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すものとする。

### 第16節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、市、県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

#### 第1項 被災宅地の危険度判定等

## 1. 広報活動

市は、地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、市民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

## 2. 被災住宅の応急危険度判定

市は、県があらかじめ養成し、登録している「(建築物)応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の応急危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。

県は、応急危険度判定の業務に従事するも者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

## 第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

### 1. 応急仮設住宅の提供

市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

### 2. 応急仮設住宅の運営管理

市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

### 3. 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法

人全日本不動産協会佐賀県本部に対して協力を要請する。

### 第3項 被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

#### 1. 住宅の応急修理

##### (1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活が営むことができない状態にある者
- ② 自らの資力で応急修理ができない者
- ③ 修理することにより、とりあえずの日常生活を営むことができる者

##### (2) 修理基準

###### ① 修理の範囲

ア 世帯単位でなく、戸数単位で実施する。

イ 居室、炊事湯、便所等日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限度とする。

###### ② 修理戸数

半焼、半壊戸数の3割以内とする。(災害救助法の基準内)

ただし、被害の状況や規模により基準を超える必要がある場合、厚生労働大臣の承認を求め実施する。

###### ③ 費用

1戸あたりの応急修理基準(災害救助法の限度額以内)

###### ④ 修理期間

災害発生の日から1箇月以内。

### 第4項 公営住宅等の提供

#### 1. 公営住宅の提供

市及び県は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させるものとする。

県は、このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

さらに、県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時相互応援協定」に基づき、他県内の公営住宅の提供について要請する。

#### 2. 企業等の施設の供与

市は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

### 第5項 被災建設物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

市又は県は、被災建築物からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等の周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散する恐れがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

## 第17節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察(県公安委員会)は、市民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

### 第1項 災害警備活動、治安維持活動

地震発生時において、県警察、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

#### 1. 県警察

##### (1) 警備体制

###### ① 職員の招集・参集

県警察は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

###### ② 災害警備本部等の設置

県警察は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

###### ③ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部員及び警察署員をもって編成する。

なお、他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法(昭和29年法律第162号)の規定に基づき、県公安委員会から要請する。

##### (2) 情報の収集・連絡

###### ① 被害状況の把握及び連絡

県警察は、地震による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

###### ② 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集にあたらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

##### (3) 救出救助活動等

###### ① 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、警察災害派遣隊等を迅速に投入する。

###### ② 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動にあたらせる。

また、消防機関等防災機関の現場責任者と隨時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配意する。

#### (4) 避難誘導等

県警察は、市民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

- ① 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。
- ② 高齢者、障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど、災害時要援護者に配意する。
- ③ 警察署に一時的に受け入れた市民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

#### (5) 死体見分等

県警察は、市、消防機関と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、遺体見分要員・場所等を確保するとともに、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な遺体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体又は遺体の引渡し等に努める。

#### (6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難の勧告等の発令を促す。

#### (7) 社会秩序の維持

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等に対する定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、市民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

#### (8) 被災者等への情報提供活動

##### ① 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員等を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

##### ② 相談活動の実施

県警察は、地震時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

##### ③ 多様な手段による情報提供

県警察は、市民の避難先、救援物資の配布場所等市民の安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

#### (9) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業等と協定を締結するなど、相互に連携協力をして災害対策にあたるものとする。

#### (10) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

### 第2項 交通規制等による交通の確保対策

#### 1. 陸上交通の確保

##### (1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を通報する。

##### (2) 緊急通行路確保のための交通規制の実施

県警察は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急通行路の確保にあたる。

緊急通行路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

さらに、地震が発生した後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配意するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

##### (3) 運転者のとるべき措置

県警察は、地震時に、運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ① 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ② 避難等のために車両を使用しないこと。
- ③ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

#### 4. 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確

保する。

## 第18節 交通及び輸送対策計画

地震発生時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

### 第1項 交通規制等による交通の確保対策

#### 1. 陸上交通の確保

##### (1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV(交通監視カメラ)、車両感知等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

##### (2) 交通規制の実施

###### ① 緊急交通路

県警察は、地震災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

###### ② 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救護物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要點における交通整理誘導等を行う。

###### ③ 警備業者等への要請、交通管制施設の活用

県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。

###### ④ 住民への周知

県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

###### ⑤ 公安委員会の要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

#### 2. 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

## 第2項 交通対策

### 1. 陸上交通

#### (1) 道路交通確保の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本項において、「道路管理者等」という。)は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定に基づき、被害状況の情報収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

##### ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者等は、緊急交通路及び主幹幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機をはじめとする交通安全施設等の機能維持に努める。

##### イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者等に直ちに連絡する。

##### ウ 害物の除去等

道路管理者等は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

##### エ 車両の移動等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

##### オ 道路の応急復旧

道路管理者等は、地震災害により道路に破損、決壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を優先する。

#### (2) 通行禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者等と協力して、居住者等道路利用者に対し、交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路情報センター、道路管理者等、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

#### (3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者等は、県、市町及び消防関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ① 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に寄せること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままと

し、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

- ② 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両は使用しないこと。
- ③ 通行禁止区等の交通規制は行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

## 2. 市の役割

### (1) 交通規制の実施

市長は、災害において市が管理する道路の破損、決壊その他の事由による危険を防止するため、必要と認めたときは、警察と連携し、交通の安全と円滑を図るため道路における交通規制を実施する。

- ① 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合
- ② 緊急通行車両の交通路を確保する場合(災害対策基本法第76条)
- ③ 道路に関する工事のため、止むを得ないと認める場合

なお、市長は、道路の通行を規制する場合、禁止又は制限区間、期間及び理由を記載した道路標識を設け、一般の通行に支障のないよう措置する。

### (2) 交通情報の把握

市は、神埼警察署、県と相互に連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

## 第3項 輸送対策

### 1. 緊急輸送の実施

防災機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

### 2. 実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は、市長が行う。ただし、市内での車両の確保が困難な場合は県及び隣接の市町に協力を要請し、車両の確保を行うものとする。

### 3. 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

#### (1) 第1段階(災害発生直後)

- ① 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員
- ④ 負傷者等の医療機関への搬送
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### (2) 第2段階(災害応急対策時)

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

## (3) 第3段階(災害復旧対策時)

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

## 4. 輸送手段の確保

市及び防災機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又はあっせんに努める。

なお、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材については、県は、必要に応じ、災害対策基本法第86条の16に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し運送の要請を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関又は、指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策のために特に必要がある場合に限り、県は、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は、資材の運搬を行うべきことを指示するものとする。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資等の運送要請があった場合は、これに応じることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該要請に対応するものとし、こうした要請に対応できるよう、防災業務計画等において物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくこととする。

## (1) 車両

- ① 市有車両の確保
- ② 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- ③ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請(運送命令の措置も含む。)
- ④ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- ⑤ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

## (2) 鉄道

- ① 九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、協力を要請

## (3) 船舶

- ① 県有船舶の提供を要請
- ② 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- ③ 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

## (4) 航空機(ヘリコプター)

- ① ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- ② 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- ③ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

## 5. 緊急輸送の優先

防災機関は、緊急輸送にあたっては、地震発生時からの経過時間における重要度の高いものを

優先して行うよう努める。

#### 6. 緊急通行車両の確認及び事前届出

##### (1) 緊急通行車両の確認

防災機関は、地震発生時において、道路交通法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている場合は、県又は県公安委員会(県警察)に対し、緊急通行車両である旨の確認証明(証明書及び標章の交付)を受け、緊急輸送を行うものとする。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県公安委員会(県警察)が行う。

##### (2) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害時における緊急通行車両の迅速な確認手続きのため、緊急通行車両の事前届出を実施する。

#### 7. 各輸送関係機関の推薦

県下のトラック、バス輸送業者、海上保安部、漁業協同組合、その他船舶輸送業者、JR等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

#### 8. 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送或いは車両等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。

#### 9. 災害救助法による輸送の基準

##### (1) 輸送及び移送の範囲

- ① 罹災者を避難させるための移送
- ② 医療及び助産のための移送
- ③ 罹災者救出のための輸送
- ④ 飲料水及び救助用物資の輸送
- ⑤ 遺体搜索及び遺体処理のための輸送

##### (2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

### 第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

大規模地震が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、県、防災機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配達等を実施する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第1項 食料等(ボトル飲料を含む。)の供給計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等(ボトル飲料を含む。)の応急供給を行う必要が生じた場合は、市は、迅速かつ的確な食料の調達、供給及び給食を行う。

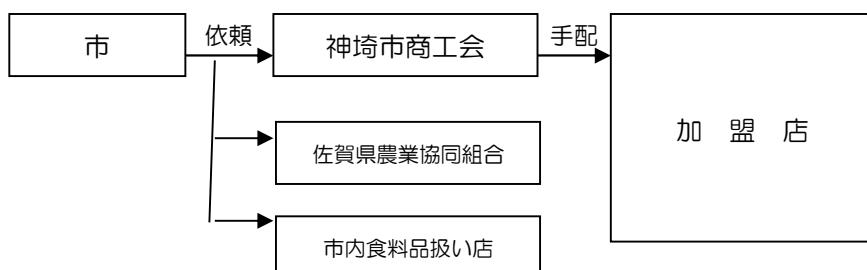
なお、ミネラルウォーターやお茶などのペットボトル飲料の供給にあたっては、「第2項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

#### 1. 調達、供給

##### (1) 市

- ① 市は炊出し、その他の食料給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに被災の状況に応じ、乾パン、おにぎり、缶詰等を確保する。

##### 《食料等の確保》



- ② 市長が米穀を米穀類販売業者から買い受ける場合で、緊急を要するときは県に連絡し、管内又は直近の米穀販売業者から購入する。なお、県へ次の事項を連絡する。

ア 市名

イ 災害地区名

ウ 給食人員及び必要な応急米の概数

なお、事後において別に定める災害用応急米購入報告書を県へ提出するものとする。

- ③ 市長が九州農政局佐賀農政事務所長又は倉庫責任者から直接政府所有米の引渡しを受ける場合、災害の規模が大きく、かつ広範囲にわたり交通通信が途絶し、(2)の方法による食料の確保が困難な場合は、市長は「災害時における応急食料の緊急引渡し協定」に基づき確保する。なお、事後において別に定める災害応急用米穀引受報告書を県に提出するものとする。

##### (2) 県

県は、市から要請があった場合、又はその必要があると認めた場合は、食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市への供給にあたっては、適正かつ円滑に行うものとする。

- ① 独自で備蓄している食料等(栄養調整食品、アルファ米、おかゆ袋等)を提供する。
- ② 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。
- ③ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者から調達を行う。なお、アレル

ギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品(育児用調整粉乳等)や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

- (4) 必要に応じ、「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「佐賀県市町災害時相互応援協定」及び「市町村広域災害ネットワーク協定」に基づく支援を要請する。

### (3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食あたり、精米300グラムの範囲内とする。

## 2. 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しについては、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市は、次のとおり実施する。

- (1) 交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、当該地域を管轄する農政事務所地域課長に対して、直接、引渡しの要請を行う。
- (2) 地域課長に対して連絡がとれないときは、政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。

### 3. 国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県への出荷要請を行う。
- (2) 関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段の斡旋・確保等を行う。

### 4. 炊出し、給与

市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部(地域奉仕団)、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

#### 《炊出し》

##### (1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

##### (2) 器具

公立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

##### (3) 立会

炊出しにあたっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

##### (4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、市から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の

状況に応じた支援活動に努める。

## 5. 食品衛生

市は炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出し施設は、学校給食センター、学校等の給食施設又は公民館等の既設施設を利用するほか、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、汚物処理場等から離れた場所を選定し設ける。
- (2) 炊出し場所には、手洗い設備及び消毒ができる機器類の設置を行う。

## 第2項 飲料水の供給計画

地震発生時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、市及び水道事業者等、県は相互に連携し、応急給水を行う。

### 1. 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとする。

### 2. 応急給水

#### (1) 市

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、県に対し、応援を要請する。

##### ① 給水の対象者及び給水量

被災のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、飲料水が得られない者に対して飲料水として1日約3リットルを供給するものとする。

ただし、医療機関又は福祉施設等への応急給水は最優先とする。

##### ② 応急飲料水の供給方法

###### ア 応急飲料水の確保

被害を受けていない水源地又は上水道から取水し、給水車、舟艇又は貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。また市のみで確保できない場合、自衛隊その他関係機関に依頼し、付近の湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、或いは科学的処理を加えて給水を行う。

##### ③ 被災者への給水

確保した飲料水は、給水車や給水容器積載車により給水所(拠点)へ搬送し、水袋やポリタンク等に入れ被災者に対し、供給するものとする。

##### ④ 応急飲料水以外の生活用水の確保についても、その必要最小限度の確保及び供給に努めるものとする。

##### ⑤ 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線及び広報車により市民に対し広報する。

##### ⑥ 給水確保の要領等

ア 净水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水(河川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

- ウ 済水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。
- オ 応急給水にあたっては、迅速かつ的確に町民への周知徹底を図る。
- カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

#### (2) 県

- 県は、市からの要請があった場合又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。
- ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。
  - イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
  - ウ 必要に応じ、県内の他の市町の応援、九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。
  - エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

### 第3項 生活必需品等の供給計画

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

#### 1. 衣料等物資の給与又は貸与の対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、半焼及び床上浸水等の被害を受けた者で、次の事項に該当する者。

- (1) 日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他衣料品及び生活必需品を喪失又はき損した者
- (2) その他必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

#### 2. 衣料物資の範囲

次に掲げるもので、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具(就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等)
- (2) 衣類(洋服、作業衣、子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類)
- (3) 身回り品(タオル、運動靴等)
- (4) 炊事用品(鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等)
- (5) 食器(茶碗、汁椀、皿、はし等)
- (6) 日用品(石鹼、ちり紙、歯磨き等)
- (7) 光熱材料(マッチ、ローソク、まき、木炭等)
- (8) 情報機器(ラジオ・乾電池等)

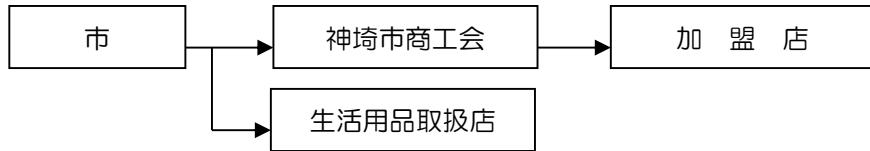
#### 3. 調達方法

##### (1) 市

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、商工会等と緊密な連絡を行い、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。こ

れによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

#### 《生活必需品等の調達》



##### ① 衣料品等物資の給与又は貸与の方法

市は世帯別構成員別被害状況を把握し、救助法物資購入及び配分計画を策定し、これにより必要物資を調達し給与又は貸与するものとする。

物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者を連絡員として、その協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。生活保護世帯については、福祉事務所を通じて支給する。

##### (2) 県

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等を把握したうえで、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達し、市に供給する。

また、県内の他の市町村に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「佐賀県市町災害時相互応援協定」及び「市町村広域災害ネットワーク協定」に基づき、応援を要請する。

#### 4. 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

### 第4項 物資の配送計画

#### 1. 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資(市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資(以下「調達物資」という。)及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。)の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

##### (1) 災害の規模が小規模であり市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資について、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して「第3章 第16節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものと

する。

#### (2) 支援物資の受け付け・配達体制の整備に関する留意点

発災直後、およそ3日間は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請をまたずして、国における支援(プッシュ型支援)が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、県・市が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

### 2. 物資の配布

#### (1) 市

市は、被災者が置かれている環境にかんがみあらかじめ必要になると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるように配慮して配達する。

供給作業は、効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦収集し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配達する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配達について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するよう努める。

#### (2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資をあらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配達を円滑に行えない場合において、市から物資輸送に係る要請があった場合(当該要請が必要と見込まれる場合も含む)、県は、支援物資の受入・配達システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配達を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配達システムに基づき支援を行う場合は、自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配達センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

### 3. 在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

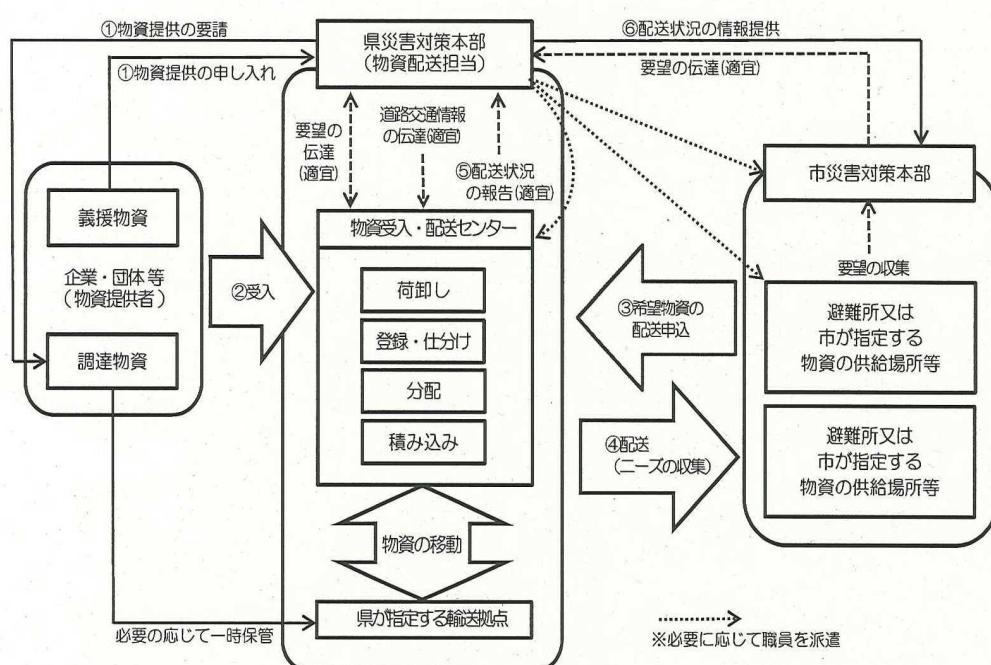
## 《市の集積場所》

名 称	住 所
神埼市中央公民館	神埼町鶴3388番地5

## 《県の集積場所》

名 称	市
佐賀県消防学校	
SAGAサンライズパーク 佐賀県総合体育館	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園 (国見台体育館)	伊万里市
全天候型多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

## 【市が避難所への物資の配送を行う場合（大規模災害時）】



- ※ 市は、市町村広域災害ネットワークの取りまとめ市町に対し、必要と考える支援物資を応援要請書(協定申合せ書第3条)により要請する。
- ※ 市は、取りまとめ市町が取りまとめた市町村広域災害ネットワーク協定構成市町から調達した物資について、応援通知書(協定申合せ書第4条及び第5条)により受け入れるものとする。
- ※ 市は、取りまとめ市町から受け入れた物資については、市対策本部において配達に係る調整を行い、避難所又は市が指定する物資の供給場所に配達する。

## 第20節 災害広報、被災者相談計画

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の県民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防機関を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県、防災機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

### 第1項 市民への情報提供

市、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するよう努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたって市及び県は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

#### 1. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、総務企画部が担当する。
- (2) 各部課は広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務企画部に提出する。
- (3) 市民福祉部は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況把握等の災害現地の情報収集に努める。

(4) 総務企画部及び市民福祉部は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

## 2. 広報の方法

### (1) 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。

### (2) 広報車、放送施設(防災行政無線)、広報紙による広報

市は、市民に周知徹底を図るため、防災行政無線、広報車、広報紙により迅速かつ的確に広報を行う。

### (3) インターネットによる広報

災害状況等を広域且つ速やかに周知するため、市ホームページ、防災メール、CATV及びエリアメールにより災害情報を掲載する。なお、掲載作業は防災危機管理課において実施する。

### (4) 県への要請及び報告等

市は、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県総務企画部に報告するものとする。

## 3. 広報の内容

### (1) 一般広報

#### ① 地震発生直後の広報

ア 地震に関する情報(地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震の警戒)  
イ 避難の必要の有無等

#### ② 地震による被害発生時の広報

ア 災害発生状況(人的被害、住家の被害等の概括的被害状況)  
イ 道路交通状況(道路通行不能等の道路交通情報)  
ウ 公共交通機関の状況(鉄道・バス等の被害、運行状況)  
エ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの被災状況(途絶箇所、復旧状況等)  
オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

#### ③ 応急復旧活動段階の広報

ア 被害発生状況(人的被害、住家被害等市から報告等された被害状況の集計値)  
イ 安否情報及びその確認方法(被災者数等、災害用伝言ダイヤル等の案内)  
ウ 食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況  
エ その他生活に密着した情報  
オ 河川・道路・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

#### ④ 外部からの支援の受入れに関する広報

ア ボランティア情報(市外からの支援者の受入れ調整等に関する情報)  
イ 義援金・必要とする救援物資の一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報

#### ⑤ 被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

#### ⑥ その他の必要事項

### 安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど

#### (2) 報道機関を通じた広報

定期的に記者発表し、広報を実施する。

ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ県による報道機関調整を要請する。

#### 4. 防災機関等による災害広報の実施

防災機関は、市民等への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、市、県及び報道機関に要請して広報を依頼する。

##### (1) 広報の内容

市及び県の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

##### (2) 広報の方法

防災機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災機関は、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県(消防防災課[統括対策部統括班])に報告するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

### 第2項 被災者相談

市、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

市及び県は、必要と認める場合、市民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、FAX、パソコン等を備え、各関係対策部の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

### 第3項 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 第21節 文教対策計画(教育関係機関)

学校等は、地震災害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

#### 1. 実施機関

##### (1) 市立学校の文教施設の災害応急復旧は市長が行なう。

(2) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施し、その旨を災害対策本部に連絡する。

## 第1項 生徒等の安全確保措置

### 1. 臨時休業等の措置

学校等は、地震の発生時又は、発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

### 2. 登下校での措置

学校等は、地震の発生又は、発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

### 3. 応急救助及び手当

学校等は、地震災害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

## 第2項 学校施設の応急復旧

### 1. 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

### 2. 応急復旧

市及び県は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

## 第3項 応急教育の実施

学校等並びに県、市立の学校等の設置者等は、地震により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

### 1. 生徒及び学校等の確保

#### (1) 児童・生徒の安全措置

① 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校長は事故を未然に防止するため休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会はあらかじめ基準を示し、校長と協議する。

② 校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

避難予定場所の名称、所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合には保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制をも考慮しておくものとする。

## (2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、教育事務所等の関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- ① 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い児童生徒を収容する。  
なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い一時的に使用することとする。
- ② 火災以外の災害建物で大破以下の被災建物は、応急修理の上使用するが、この場合建築士の指示により水平力及び積載荷重に対し安全の確認を行った後使用することとする。
- ③ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、最寄の無被災又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公共施設、その他の民間施設等を借上げることとするが、この場合児童・生徒の安全を確保するとともに教育的配慮を行うものとする。
- ④ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無被災又は被災僅少な学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

## (3) 教職員の確保

市、県立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

## 2. 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等(設備を含む)及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

## 3. 学用品の調達、給与

### (1) 教科書

- ① 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を市の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。  
また、このことを文部科学省に対し、報告する。

- ② 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

### (2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

**ア 教材**

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材(準教科書、ワークブック等)で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

**イ 文房具**

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

**ウ 通学用品**

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

**(3) 市における災害に伴う学用品の支給**

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又は、き損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対して、市は、教育委員会及び各学校長の協力を得ながら必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

**4. 応急教育の実施場所**

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

**5. 給食**

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

**6. 保健衛生の確保**

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

**第4項 被災生徒等への支援**

県は、非常災害又は特別な事情により、教育委員会で学資の支弁困難なる者と認めた時は、県立高校の授業料、入学者選抜の手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。(佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条及び第3条)

**第5項 避難所となる場合の対応**

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、「体育馆 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室」の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

## 第22節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

地震により、公共施設等が被害を受けた場合は、市・県・国及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建築業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

### 第1項 道路、橋梁

#### 1. 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、地震により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び市、県に対し、この旨連絡する。

#### 2. 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業(障害物の除去、啓開等)を迅速に行う。

### 第2項 河川等

#### 1. 被害状況の把握、連絡

河川管理者並びに下水道管理者及び施行者は、地震により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

#### 2. 応急復旧

河川管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

### 第3項 砂防施設等

#### 1. 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、この結果を連絡する。

#### 2. 応急措置

市、県は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、適切な応急措置(砂防施設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等)を行う。

### 第4項 治山施設等

#### 1. 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、地震により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、この結果を連絡する。

## 2. 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置(治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等)を行う。

## 第5項 漁港

### 1. 被害状況の把握、連絡

漁港管理者は、高潮などの地震により、漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

### 2. 応急復旧

漁港管理者は、漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、迅速に応急復旧を実施する。

## 第6項 農地農業用施設

### 1. 被害状況の把握、連絡

市、農業用排水施設管理者は、地震により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

### 2. 応急措置

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

## 第23節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

国、市及び県と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

### 1. 市の役割

ライフライン等公益施設(以下「公共施設」という。)の災害対策については、それぞれの関係機関防災業務計画によるところとするが、市は災害発生の場合、それぞれの機関と協力してその機能の確保を図るものとする。

(1) 市長は公共施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。

(2) 市長は各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにお

いて協力するものとともに、二次災害の未然防止のための広報活動を行う。

- (3) 市長は災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

#### **第1項 水道施設(事業者)**

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、指定工事店と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び近隣水道事業者等の応援を要請する。

また、市及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

#### **第2項 下水道施設(市)**

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、市民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

#### **第3項 電力施設(九州電力株式会社佐賀支店)**

九州電力株式会社は、地震が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。

#### **第4項 電話施設((西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ九州))**

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、地震災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。

#### **第5項 ガス施設**

液化石油ガス事業者は、地震による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等)に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

#### **第6項 鉄道施設(九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社)**

地震発生時において、鉄道事業者は、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

1. 地震発生時の列車の運転規制
2. 地震発生時の代替輸送方法
3. 災害対策本部の設置
4. 連絡通報
5. 応急措置(案内広報など)
6. 施設の応急復旧

## 第7項 放送施設(放送事業者)

地震により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

1. 放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
2. 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

## 第24節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、防災機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

### 1. 災害対策用機材

防災機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、斡旋を要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあっせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あっせんを要請するものとする。

### 2. 復旧資材

防災機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

### 3. 木材の調達

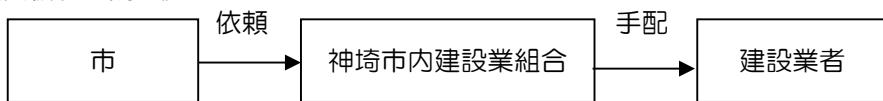
市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、森林組合等の関係団体に対し、木材の供給の要請を行う。

この措置を講じても不足するおそれがある場合には、国(佐賀県森林管理署)に対し、国有林の供給等を要請する。

### 《資機材の調達》



## 第25節 福祉サービスの提供計画

地震発生時に、高齢者、障害者、乳幼児への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、市、県は、相

互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

### 第1項 対象者の状況の把握

#### 1. 高齢者、障害者

市は、地震が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき、高齢者、障害者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

#### 2. 要保護児童

市は、地震が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、地震による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

### 第2項 高齢者及び障害者対策

#### 1. 緊急保護

市及び県は、被災高齢者、障害者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

#### 2. 在宅サービス体制

市及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障害者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

#### 3. 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

### 第3項 要配慮者対策

地震の発生に際しては、この地震を契機に新たに要援護者、要保護者となる者が発生することから、これら要援護者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

#### 1. 要援護者、要保護者を発見した場合には、当該要援護者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

2. 要援護者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

#### 第4項 児童対策

##### 1. 保護等

市、県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

##### 2. 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

#### 第26節 ボランティアの活動対策計画

地震発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、市、県及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

#### 第1項 受入れ体制の整備

市及び県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、神埼市社会福祉協議会等関係機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

神埼市社会福祉協議会等関係機関は、速やかにボランティアの受入れ等のための体制を整備する。

#### 第2項 ニーズの把握、情報提供

神埼市社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関は市及び県と連携し、市におけるボランティア活動の後方支援を行う災害救援ボランティア活動本部を設置し、必要な情報の収集・提供に努めるものとする。

市は、災害救援ボランティアセンターを設置する神埼市社会福祉協議会等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、神埼市社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関に対し、情報を提供する。また、県に対し、同様の情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、災害救援ボランティアセンターの開設状況等の情報提供を行う窓口を開設するとともに、市から提供のあった情報に応じて、自ら育成、登録している専門的な知識・技術等を有する技術者又はその団

体に対し、情報を提供し、必要に応じて市への支援を要請する。

《災害救援ボランティアセンターの業務(例示)》

1. 災害及び被災状況の情報収集
2. ボランティアニーズの把握
3. ボランティアの受付、登録
4. ボランティアの調整(グループ編成及び派遣先の選定)
5. ボランティアの派遣・撤収の指示
6. ボランティア活動の記録
7. 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達
8. 関係機関との連絡調整

### 第3項 支援

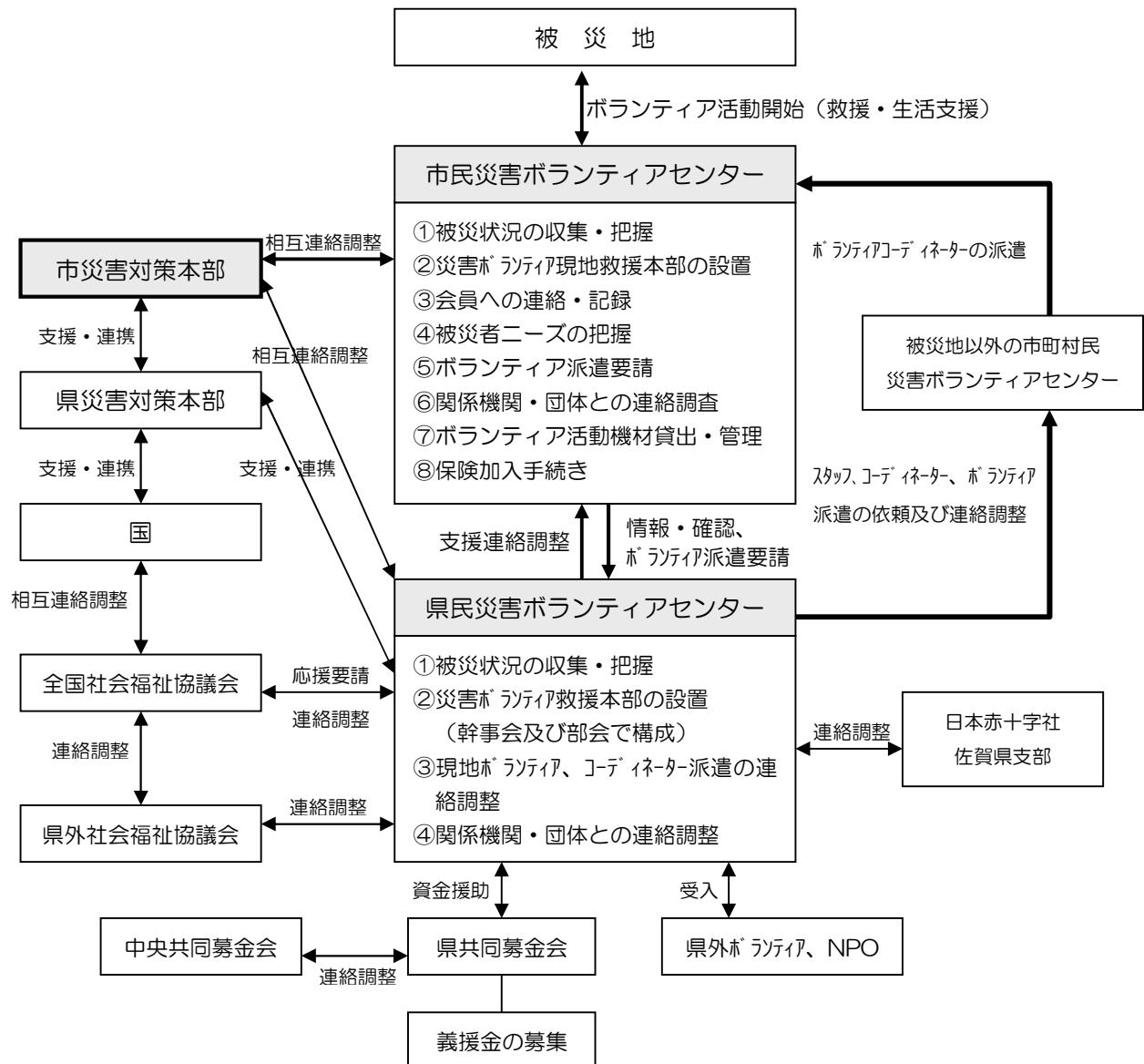
市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会、神埼市社会福祉協議会等関係機関は、地元や、外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

## 《ボランティア活動体制》



## 第27節 外国人対策

### 1. 市町における措置

市町は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

### 2. 県における措置

県は、地震発生時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

## 第28節 帰宅困難者対策

市は、災害発生により交通機関が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報提供及び支援に努め得る。

## 第29節 義援物資、義援金対策計画

地震発生時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受け付けて、迅速かつ確実に被災者に配分する。

### 第1項 義援物資

市は、必要に応じて義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは、公園協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

#### 1. 実施機関

災害義援金品の募集及びその配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し或いは協力して行う。

市、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員、婦人会、小・中学校、その他市単位の各種団体

#### 2. 受入の基本方針

(1) 企業・団体等から大口受入を基本とし、それ以外は、義援金としての支援に理解を求める。

(2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

(3) 物資の梱包は、單一物資梱包敏、外側に品目を明示する。

(4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうように依頼する。

### 3. 受入の広報

市は、円滑な物資受入のため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

(1) 受付窓口

(2) 受入れを希望する義援物資と、受入れを希望しない義援物資のリスト

(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める)

(3) 送付先(集積場所)の住所及び送付方法(梱包方法を含む。)

(4) 個人からは、原則義援金として受付

(5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと。

### 4. 供給方法

「第3章 第17節 第4項 物資の配送計画」による。

## 第2項 義援金

### 1. 受付け

市及び県は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

### 2. 受入、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。

日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

市は、自ら直接受け入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を公平に被災者に対し支給する。

## 第30節 災害救助法の適用

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は概ね次のとおりである。

## 第1項 救助の本質

1. 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
2. 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
3. 国の責任において行われ、市、県、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

## 第2項 実施主体等

### 1. 災害救助法の適用

#### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。

- ① 市の人口に応じ、下表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。
- ② 県の区域内の住家1,000世帯以上滅失した場合であって、神埼市の人口に応じて滅失住家の世帯数が下表のB欄の世帯数以上達したとき。

市の区域内人口	A	B
30,000人以上～50,000人未満	60世帯	30世帯

- ③ 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- ④ 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
  - ア 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
  - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

## 第3項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

#### 1. 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

#### 2. 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

#### 3. 死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

#### 4. 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

**5. 負傷**

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治ゆできる見込みのものをいう。

**6. 全焼、全壊、流失**

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部(壁、柱、はり、屋根又は階段をいう)の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

**7. 半焼、半壊**

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部(全焼(壊)と同様)の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

**8. 床上浸水**

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

**9. 床下浸水**

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

**10. 一部破損**

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

**(1) 被災世帯の算定基準**

① 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

② 住家の滅失等の認定

③ 世帯及び住居の単位

**(2) 救助法の適用手続**

① 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を、該当土木事務所を経由して知事に報告しなければならない。

**第4項 救助の種類**

救 効 の 種 類	実 施 主 体
1 避難所、応急仮設住宅の供与	
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
4 医療及び助産	
5 災害にかかった者の救出	
6 災害にかかった住宅の応急修理	知事、市長
7 学用品の給与	
8 埋葬	
9 遺体の搜索及び処理	
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	

**第31節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬**

地震発生時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察による検視のほか、市は的確に搜索を行い、市は処理収容、火葬を実施する。

## 1. 実施責任者

災害時に死亡した者の遺体搜索、収容、処理及び埋葬等の実施は、市長が行う。

ただし、検視を終えた遺体については遺体収容所(安置所)を市内葬儀業者に協力を要請し、斎場を開設し、安置する。

**第1項 搜索収容、埋葬の方法**

市及び消防機関は、県、県警察の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

## 1. 搜索及び収容、埋葬の方法

## (1) 搜索の方法及び収容

- ① 遺体搜索は、ボランティア等の協力団体により搜索に必要な舟艇、その他機械器具等を借り上げて行い、市のみでは困難な場合は、警察署、消防組合等他機関の応援を得て実施する。
- ② 遺体の搜索期間は、災害発生後1週間以内とする。ただし、1週間を経過してもなお搜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により搜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

## (2) 遺体の収容及び処理

## ① 遺体の収容

発見された遺体については、遺体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)の規定により、警察官の検視の後、災害対策本部長が指示する場所に収容する。ただし、遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

## ② 検視、身元確認

市及び消防機関は、被災現場(海上を含む)において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、市及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見し

た場合は、発見場所において、遺体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体又は遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

#### ③ 収容後の処理

ア 遺体の洗浄、縫い合せ、消毒等

イ 遺体の一時保存

#### ④ 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により処理する。

#### (3) 遺体の埋葬

① 遺体の埋葬は、警察官の検視を待って保健医療活動チーム又は医師がボランティア団体等の奉仕により仮設の埋葬場所を借上げて行い、市のみで困難な場合は、他機関の所属の保健医療活動チーム等の応援を得て実施する。

② 埋葬は、原則として火葬とする。また棺、骨壺等現物を遺族に支給することによって行うことでもできる。

## 第2項 火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体又は遺体の火葬を行う。

市は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

## 第32節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

## 第1項 役割

### 1. 実施責任者

市長は、災害により汚染したごみ、し尿等の廃棄物を速やかに処理して清潔を保ち、生活環境を整備する作業を実施する。ただし、市のみでは処理できないときは、県又は隣接市町に応援又は協力を要請して行う。

### 2. 処理の方法

(1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。

- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

### 3. ごみ収集処理の方法

ごみ等の収集は、委託業者により行う。収集したごみは指定された焼却施設において処理する。

また汚泥等の不燃物は県、保健所その他の関係機関と協議し、近隣の処理場へ応援を依頼して処分を行う。なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

### 4. 市民、事業者の役割

- (1) 一般廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 事業者は、災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、適正に処理する。

## 第2項 一般廃棄物(し尿)の処理

### 1. 処理の方法

- (1) 市は、各地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を図る。し尿の収集は、許可業者により行い、原則として処理施設により処理する。
- (2) 市は、し尿処理に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町に応援を要請する。
- (3) 市は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等、適正管理の対策を講じる。

### 2. 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障害者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

#### (1) 仮設トイレの調達

市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、供給を要請する。

## 第3項 ごみの処理

### 1. 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

また、倒壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した地震災害時の廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実行計画を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法、(家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法)に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方針などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体(被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。)等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適切な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

## 2. 県

- (1) 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。
- (3) 建築物等の解体等工事にあつたてアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導を行う。

## 3. 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市長から要請があり、かつ、市における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって実施する。

## 第4項 災害廃棄物の処理

1. 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場を確保し、ごみの選別、保管を行う。
2. 建築物の倒壊、解体(被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。)等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に収集運搬及び処分する。
3. 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

4. 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
5. 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を図る。
6. 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。

## 第5項 廃棄物処理施設の応急復旧

市は、地震が発生した場合は速やかに、脊振広域クリーンセンターと連絡調整を図り、廃棄物処理施設の正常な稼働の確保を図る。

## 第33節 防疫計画

地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。)に基づき、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

### 1. 防疫活動

市は、次の防疫活動を行う。

#### (1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

#### (2) 疫学調査及び健康診断等の実施

##### ア 疫学調査

県は、地震災害の規模に応じ、市町、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急性に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

##### イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項及び第2項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条及び第20条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

#### (3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のための必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占用者(占用者がいる場合は管理者)に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

#### (4) 消毒

県は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し、清潔を保つものとする。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

#### (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市町に対し駆除の指示を行う。

なお駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

#### (6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者(企業団等)において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

#### (7) 臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し又は市に実施させる。

#### (8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された(又は汚染された疑いのある)生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な地震災害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3~5リットル程度とする。

### 2. 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。また、県は、市から報告のあった情報を、国に対し、報告する。

さらに、市及び県は、各種感染症に関する情報を収集し、市民に対し、広報する。

### 3. 支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1) 市に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

(2) 市に対し、防疫用資機材等のあっせんを行う。

(3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

### 4. 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

## 第34節 保健衛生計画

地震発生時において、市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化に

による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

## 第1項 被災者等の健康管理

市は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理(保健指導、栄養指導等)を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)と連携・協力して実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広報応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。

## 第2項 食品衛生管理

県は、食品衛生保持のため、食品の流通拠点や避難所に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

## 第35節 こころのケア対策

災害発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害(PTSD)など精神的に不安な状況になるなど、こころの健康に大きな影響を及ぼす。

このため、市及び県は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、市は、県と連携して、精神保健福祉センターが中心となり、公的・民間医療機関及び佐賀県看護協会との協力により実施する。

## 第36節 病害虫防除、動物の管理等計画

### 第1項 病害虫防除

市は、地震発生時における病害虫のまん延を防止するため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、必要な防除対策を講じるよう指導する。

#### 1. 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病害虫については、集団等による防除を指導し、防除

の徹底を図る。

## 2. 防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等が県経済農業協同組合連合会や農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には、市は、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達の斡旋に努める。

## 第2項 家畜の管理、飼料の確保

### 1. 避難対策

市は、地震発生後、地震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘査し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繫留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

### 2. 防疫

市は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両(救急薬品、動力噴霧器等を搭載)を活用し、迅速化を図る。

#### (1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

#### (2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

#### (3) 家畜伝染性疾病の予防注射

地震により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

### 3. 管理指導

市は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

## 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

市は、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親探し等の措置を講じる。

また、危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律第26条に定める「特定動物」)の逸走対策について、必要な措置を講じる。

## 第37節 危険物等の保安計画

### 第1項 火薬類

#### 1. 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、地震により施設等(製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所)に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状

況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、市、九州経済産業局、消防機関、県警察、県、防災機関に対し情報の連絡を行う。

## 2. 施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令(火薬類取締法等)に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

## 3. その他の応急措置

県警察は、市及び県と連絡をとり、必要と認める場合は、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近市民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。

県警察、市から要求があったときは、火薬類事業者に対し、必要な限度において、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨を市に通知する。

## 4. 応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

## 第2項 高圧ガス

### 1. 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州経済産業局、消防機関、県警察、市、県等防災機関に対し、情報の連絡を行う。

### 2. 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令(高圧ガス保安法等)に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

### 3. その他の応急措置

県警察は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

### 4. 応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

## 第3項 石油類及び化学製品類

### 1. 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、市、県等防災機関に対し、情報の連絡を行う。

## 2. 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

## 3. その他の応急措置

市又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

## 4. 応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

## 第4項 放射性物質

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等)に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

1. 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官に通報する。
2. 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
3. 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
4. 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
5. 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
6. その他必要な防止措置を講じる。

## 第5項 毒物・劇物

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1. 毒物・劇物取扱者等は、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、県、県警察、消防機関に対し、この旨届け出る。
2. 県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
  - (1) 被災者の避難誘導、救出・救護
  - (2) 警戒区域の設定
  - (3) 被害区域の拡大防止措置
  - (4) 市民に対する広報
  - (5) 毒物・劇物取扱者等に対する指導

### 第38節 石油等の大量流出の防除対策計画

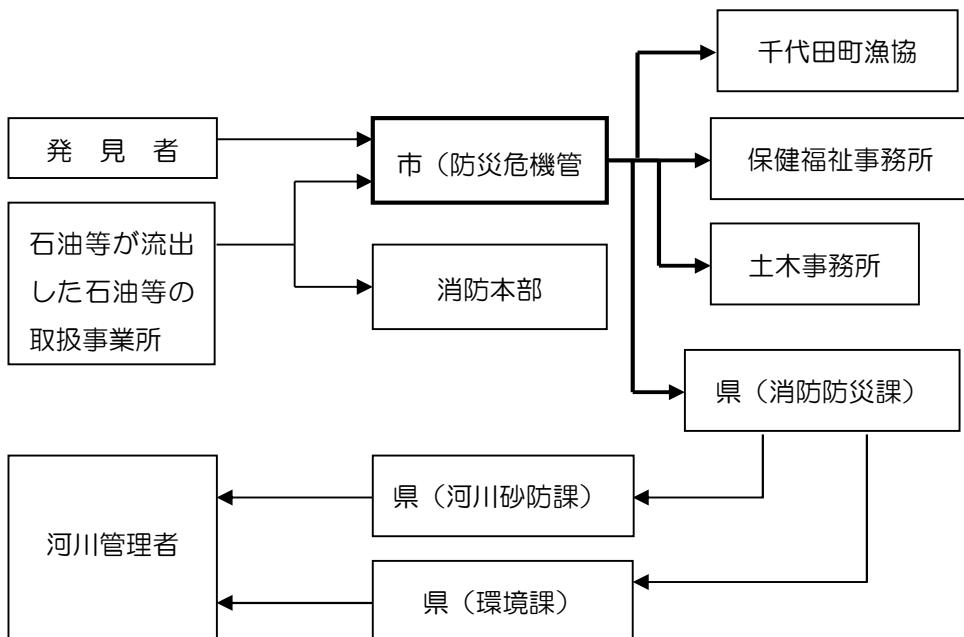
地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

#### 1. 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

##### (1) 通報連絡の系統

###### ア 内水面への流出の場合



##### (2) 通報連絡の内容

- ① 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- ② 発生日時及び場所
- ③ 石油等の流出の概要
- ④ 気象の状況
- ⑤ 流出石油等の状況
- ⑥ 今後予想される災害
- ⑦ その他必要な事項

##### (3) 市民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺市民に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺市民に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市等関係する防災機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災機関は、適切な方法により周知を図る。

## 2. 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者及び関係する防災機関に対し、協力を要請する。

河川管理者及び関係する防災機関は、石油等の取扱事業所から要請があつた場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

### (1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ① 河川管理者に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- ② オイルフェンスの展張、油吸着材等による流出石油等の拡散防止
- ③ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- ④ 事業所の従業員等の救助
- ⑤ 火災等二次災害発生の防止

#### 《構成》

市、県、県警察、沿岸消防機関、自衛隊、漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

#### 《設置場所》

災害現場に近い適当な場所

#### 《役割》

- ア 災害情報の交換、収集及び解析
- イ 総合的な応急対策の策定及び調整
- ウ 関係機関等に対する協力要請

・河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

#### 《主な応急対策》

- ア 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- イ 流出石油等の拡散防止
- ウ 消火対策等
- エ 漂着石油等の処理
- オ 流出石油等の防除資機材の調達

## 第39節 応急金融対策

地震発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災機関は、万全の措置を講じる。

### 1. 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

#### (1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機

関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

#### (2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

#### (3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

### 2. 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

#### (1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

#### (2) 各種金融措置等に関する広報

上記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

## 第40節 孤立地域対策活動

地震発生時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域の市民の生活に大きな支障が生じることから、市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

### 1. 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市等防災機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握すると

ともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

## 2. 緊急物資等の輸送

陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県及び市は、防災機関や自衛隊へ協力要請する。

## 3. 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

## 第41節 生活再建対策

### 第1項 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活支援再建支援金の支給に係る被災者から申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

## 第42節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

### 第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえて、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。

また、市及びその他の防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。